

水源連だより



水源開発問題全国連絡会

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話 045-877-4970 FAX 045-877-4970

郵便振替 00170-4-766559

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://suigenren.jp/>

《水源連はバタゴニア日本支社の助成を受けています》

11.9 石木ダム全国集会（長崎市）

第20回水源連総会 報告

さらに石木ダム建設絶対反対同盟に
全国から支援の輪を！



許すな強制収用！守ろう自然とふるさと！
やめさせよう石木ダム建設！全国集会

～目次～

- 事務局からの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 止めよう石木木ダム建設！全国集会・・・・・・・・・・・・・5
- 第20回水源連総会議事の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 総会総会宣言・特定秘密保護法案の廃案を求める緊急声明・・・・・16
- 現地見学会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 長崎県への要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 石木ダムの現状と支援のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 山形県が漁業権の条件にダム問題を絡ませる不当な圧力！・・・・・25
- 最上小国川ダム計画に関する意見書（科学者の会）・・・・・・・・・・・・・28
- 淀川水系の丹生ダム計画が中止へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 内海ダム再開発裁判の新聞記事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 「平瀬ダムは本当に必要か」の講演会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 第20回水源連総会資料料抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- 水源連事務局からのお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

2013年(平成25年)11月10日(日) 毎日



石木ダム反対！全国集会

長崎 地権者ら「最後まで闘いぬく」

県と佐世保市が川棚町に計画し、国が9月6日に事業認定を告示した「石木ダム事業」について、反対地権者ら9日、長崎市でやめさせよう石木ダム建設！全国集会を開催した。各地でダム建設に反対している地権者や支援者など約300人が参加し、「県と市が事業計画から完全撤退するまで最後まで闘いぬく」との集会宣言が採択された。

冒頭、建設予定地の川棚町で生活し、自作の漫画を通して石木ダム不要論を紹介しているいしまるほずみさん(31)が登壇。石木川に生息するニホンウナギなど希少生物のイラストを提示し、「自然を壊してでもダムを造る必要があるので、しゅうか」と訴えた。

水源開発問題全国連絡会の嶋津暉之・共同代表(70)は、市の将来の水需要予測について、

分析し、「人口減少も踏まえ、石木ダムに新規水源を求める必要性は皆無」と述べた。地権者の松本好央さん(38)は「僕らはただ生きた場所に住み続けたいだけなんです」と目を涙をため、反対運動への協力を呼びかけた。参加者によるデモ行進もあり、「石木ダム反対運動を盛り上げていく」とのシュプレヒコールを上げた。

【梅田啓祐】

事務局からの報告

1. 全国集会・総会・長崎県要請行動から皆さまへのお願いまで

本号は11月9日から11日にかけての全行動報告特集号です。それぞれの報告を御覧下さい。

11月9日の全国集会・パレード・懇親会、10日の水源連第20回総会、11日の長崎県庁要請行動、すべてが熱気あふれた行動でした。「石木ダム事業中止を勝ち取るぞ!」「13世帯60名を守り抜くぞ!」は水源連の仲間全員の決意です。



11.9 長崎に集まった全国の仲間

水源連はその決意を結集するべく受け皿として「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」を昨年4月に設置しました。これまでに、共有地運動、「石木ダム中止」を長崎県知事に要請する全国規模の署名活動、事業認定処分不服審査請求提出の呼びかけ、石木ダム対策弁護団結成への協力、5住民団体と弁護団連名の石木ダムの必要性に関する長崎県知事への公開質問書提出への協力など、水源連の皆さんに支えられて活動してきました。これからも皆さんからの更なるご協力を期待して、石木ダム建設絶対反対同盟を支援し、石木ダム建設中止を勝ち取るべく活動をしていきたいと考えます。



長崎県内での運動はこれまでの石木ダム反対運動から、「石木ダム中止を絶対勝ち取る運動」へと質的変換を図ることにしています。それは石木ダム反対運動の枠を取り外し、「石木ダム事業による被害者は13世帯約60人のみならず、無駄な事業に貴重な財源を使われてしまう長崎県民・佐世保市民全員が被害者」という視点に立つことです。石木ダム事業を強行する長崎県と佐世保市に対して、県民・市民が自らの問題として「NO!」を突きつけることです。

その最初の行動が12月27日に行われた「5住民団体と弁護団連名の石木ダムの必要性に関する長崎県知事への公開質問書提出」であり、1月9日に行われた長崎県庁への「知事による回答・説明」要請行動です。この行動は「知事による回答・説明」が実現するまで続けられます。詳しくは別掲の報告を御覧下さい。今後の公開質問状は石木ダム事業を強行している長崎県と佐世保市のこれまでの数多くの「デタラメ言動」の告発にまで及ぶでしょう。石木ダム事業問題のすべてを長崎県民・佐世保市民に明らかにすることが最も大切なことです。それには様々な創意・工夫も必要になります。活動資金の一端を全国の皆さんに支援願うことになります。

「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」はこのような現地の状況を支援するために会員募集を行うことにしました。「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」の会員になっていただく呼びかけチラシと振替払込票を本号に同封させていただきました。みなさん、いろいろと物入りのところ申し訳ありませんが、ご協力を心からお願いいたします。

石木ダム問題については別稿（ P ）および水源連ホームページの下記 URL を御覧下さい。

<http://suigenren.jp/damlist/dammap/ishikidam/>

2. 事務局が関わってきたこと

① 内海ダム再開発関係

事務局は内海ダム再開発事業認定取消し訴訟に関わってきています。あわせて、原告の皆さんの居住地で生じている井戸水濁水化についても協力しています。

新内海ダムは既成事実化＝「訴訟の判決前に完成」を目的にしているのか工事はドンドン進み、堤体は完成、目下試験湛水中です。工事・湛水が原因なのか、堤体より下流域（原告の皆さんの居住地）の井戸水が濁水になっています。香川県は水道水への切り替えを以て切り抜けようとしています、井戸水は本来、水質良好・冬温かく夏は冷たい・最も身近な水源です。香川県に井戸水濁水化の抜本的調査と対策を求めていくこととなります。

内海ダム再開発事業認定取消し訴訟は遅れに遅れています。被告・四国地方整備局、参加人・香川県と小豆島町が原告からの求積明に速やかな対応をしない、準備書面をなかなか出さない、など意識的に訴訟の進行を妨げてきました。訴状を提出したのが2009年6月30日で、既に四年半が経過しています。新内海ダムは昨年10月21日と12月16日に証人尋問を終え、この3月末の裁判で結審の予定です。

遠藤保男は10月21日の証人尋問で利水面の必要性は数字あわせのために捏造されていること、100歩譲ってダム開発を必要とする状況があるとしても既存の吉田ダムの活用で足りることを証言しました。嶋津暉之は12月21日の証人尋問で治水面では新内海ダムができて近年最大の洪水である1976年洪水が再来すれば被害を防ぐことができないこと、基本高水流量の計算方法が誤っていてきわめて過大であること、河道流下能力の計算が誤っていて河川改修が必要な区間が計画から落とされていること、費用対効果の計算が誤っていることなどを証言しました。10月21日には遠藤の他に、志岐常正氏（京都大学名誉教授）が地質の面で、川村晃生氏（慶応大学名誉教授）が景観の面で証言されました。12月21日には山西克明氏が原告本人として証言し、これまでの香川県・旧内海町・小豆島町による反論封じの実態、地域社会破壊の実態を告発しました。「全く無駄なダム事業計画によって破壊された地域社会・人間関係をどうすれば直すことができるのか！」と事業推進者にその責任を厳しく迫りました。また、この日には丸山博氏（室蘭工業大学教授）が公共事業論の立場から内海ダム再開発事業の違法性を指摘しました。

② 公共事業改革市民会議関係

公共事業改革市民会議は国土強靱化法が画策された時点でそれへの対応を目的に、これまで公共事業部門でその見直しを迫ってきた運動体が発足させた団体です。水源連もその一員です。これまでの活動については同会のホームページを参照願います。現在は国土強靱化法対応、諫早干拓地水門開門、江戸川区スーパー堤防問題に取り組んでいます。

<http://www.stop-kyoujinka.jp/>

③ 江戸川区のスーパー堤防問題

（稲宮須美さん（前江戸川区議会議員 生活者ネットワーク）が「八ッ場ダムをストップさせる東京の会」のニュースNo.37に書かれた報告）

生活権・財産権も侵す「スーパー堤防」

事業開始から四半世紀経ってなお、その整備率は1.1%。当初、利根川・江戸川・荒川・多摩川・淀

川・大和川の全川 873km で実施する計画も、2011 年、総延長は各下流計 120km に縮小されました。わずかな整備率からは、急ぐべき水害対策として有効か、大幅な縮小からは、真に必要な事業なのか、改めて問われなければなりません。

なぜ、進まないのか。それは本事業がまちづくり事業とセットで行うルールだからです。治水上の理由より、自治体等が実施する土地区画整理や再開発などのエリアが優先されるため、つながらず、散発的な整備になっています。スーパー堤防との共同事業となれば、まちづくり事業にまで国費がふんだんに投入され、自治体には大きなメリットです。しかし、盛り土のため、範囲内を一斉に更地にするのは自治体のしごと。合意形成の困難さを思えば二の足を踏む自治体も多いのが現状です。

こうした中、江戸川区は、区内全川を対象とした「スーパー堤防整備方針」を 2006 年、独自に策定しました。現在、地形上、破堤の危険性など全くない北小岩地区（江戸川）での区画整理に合わせ、総工費 47 億円のスーパー堤防（延長 120m）が整備されようとしています。合意していない住民に対しても、自宅を取り壊して区に明け渡す日が通知され、昨年 12 月中旬には、まだ取り壊していない権利者 24 名（88 名中）に、1 月末日までの明け渡しを求める催告書が届けられました。「最後まで合意形成に努める」はずが、そこには「区画整理法により、区が強制執行を行うことがある」とも明示されました。

2 度の移転を強いられ、新たな換地先に新居を建てるにあたり、同程度の家屋が再築できる補償はありません。本来、居住環境を良くする事業でありながら、これを機に転出する住民も多く、特に高齢者には「片道切符」になるかもしれず、過酷です。区画整理と一体の本事業を、人が生活する居住地で実施しているのは江戸川区だけ。反対住民が提起した取消訴訟で、区は「スーパー堤防は区画整理の前提ではない」と、それまでの住民説明を覆し、スーパー堤防は争点にされず、昨年末、原告の主張は退けられました。今後は東京高裁で争われます。

区内対象エリアに暮らす住民は 4 万世帯 9 万人。区は、全川での完成に 200 年、2 兆 7 千億円かかると試算しています。上流のダム同様、下流のスーパー堤防も治水とは無縁の代物です。愚かな事業を廃止させる運動をともに進めていきたいと思います。

3. 会費納入のお願い

水源連は昨年 11 月 10 日に総会を持ち、2014 年度会計に入りました。

水源連の運営・活動は現在、皆さんからの会費とパタゴニア基金からの助成金によって支えられています。新年度に入りましたので、みなさまに今年度の水源連年会費の納入をお願いする次第です。

今回、水源連年会費納入をお願いする振込用紙と「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」の会員になっていただくための振込用紙の 2 枚を同封させていただきました。物入りなことで誠に恐縮ですが、皆さまのご協力をよろしくお願い致します。

止めよう石木ダム建設！全国集会 350人で埋め尽くされました。

11月9日13時半から長崎県原爆資料館ホールにて「止めさせよう石木ダム建設！ 全国集会」を開催しました。

会場は開会前から満員の参加者で埋め尽くされました。後に街頭パレードが予定されていることから、予定のキッチリ16時に熱い興奮の中で集会を終えました。

全国集会プログラム

- 総合司会 田崎彰子さん
 - オープニング 川原（こうばる）のうた（We Love こうばる合唱団）
- 石木ダム建設絶対反対同盟のみなさん、支援されるみなさんが「We Love こうばる合唱団」を結成しています。



「We Love こうばる合唱団」は石木ダム反対運動の中で松本美智恵さんが作詞、プロの作曲家による「川原（こうばる）のうた」を全国合唱コンクールで披露、入賞を勝ち取っています。写真に映っている子供たち、この子達のふ

るさを奪うなんて絶対に許せません。

- 主催者あいさつ 藤澤秀雄さん（全国集会実行委員長、長崎大学名誉教授）

- 来賓あいさつ

赤嶺政賢さん（衆議院議員）

今本博健さん（ダム検証のあり方を問う科学者の会共同代表、京都大学名誉教授）

平山博久さん（黒崎合同法律事務所、弁護士）

赤嶺衆議院議員と今本博健先生にはこれまでいつもお世話になっています。それぞれの立場で、石木ダム事業が不要であることを広め、その中止を求めて行かれることを表明されました。

平山博久弁護士は新進気鋭の若手弁護士です。石木ダム問題では訴訟がどうしても必要であると指摘されるとともに、石木ダム予定地が自分の育った故郷とそっくりなことからは是非とも守り抜きたい、と表明されました。

- 現地からの特別報告

「石木ダムは必要のないダムです！」 いしまる はずみ さん

いしまるはずみさん自作の紙芝居と漫画をスライドにして石木ダムの問題をテンポよく指摘。特に佐世保市民に「石木ダム不要」、長崎県に向け「石木ダムを作る



のは私たちが反対しているので無理」と呼びかけました。

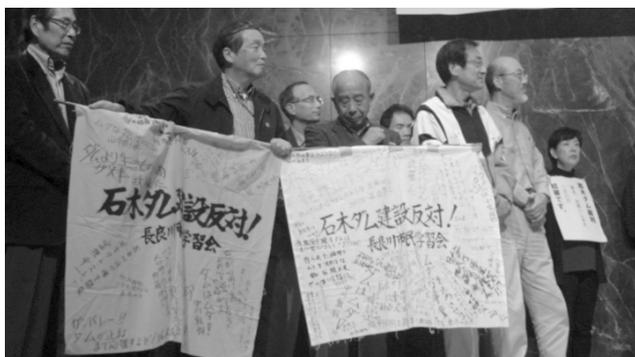
■水源連報告 「石木ダムは必要か（利水と治水について）」

嶋津暉之さん（水源開発問題全国連絡会）

大変なボリュームの内容を的確にまとめられた報告でした。みなさんに理解いただけたと思います。

■地権者の声 松本 好央さん

「自分を育ててくれたこの地にずっと住み続けたいだけなんです。」この一言がズシンと胸に響きました。



■佐世保市民の声 山下千秋さん、松本美智恵さん

■全国からの声

北は秋田県、南は熊本県から駆けつけた全国36名のみなさんが、闘っているダム問題の紹介と石木ダム絶対反対のエールを送りました。

■閉会あいさつ 戸田 清さん（長崎大学教授）

「やめさせよう石木ダム建設！全国集会」実行委員

会構成団体

○石木ダム建設絶対反対同盟○ダムからふるさとを守る会○石木川の清流を守り川棚川の治水を考える市民の会○水問題を考える市民の会○石木川まもり隊○石木川の清流とホテルを守る市民の会

この集会の全容は石丸勇さん撮影のビデオをご覧ください。

石木ダム全国集会（2013年11月9日）その①

<http://youtu.be/x4Ux0Ph2iMg>

石木ダム全国集会（2013年11月9日）その②

<http://youtu.be/ZWEqY5n1voM>

石木ダム全国集会（2013年11月9日）その③

http://youtu.be/k_sps4G14G4

石木川まもり隊のブログも参照ください。

<http://blog.goo.ne.jp/hotaru392011/d/20131109>



「石木ダム中止」パレード

全国集会終了後、長崎駅方面に向けてパレードを行いました。

石木ダム問題で県都長崎市内での集会はもちろん、パレードは初めてのことです。

途中で出会わした方々からは拍手をいただくとともに、数人から「私もダムに反対です。頑張ってください。」とカンパを手渡されました。

このパレードの全容は石丸勇さん撮影のビデオをご覧ください。

パレード（2013年11月9日）

<http://youtu.be/iWd2MxcX9bk>

<※ この集会報告の写真は全て五島久嗣さんが撮影されたものです。>

やめさせよう石木ダム建設！全国集会

集 会 宣 言

石木ダムは全く必要ない。石木ダム事業計画からの撤退を求める。

石木ダム建設問題をめぐる情勢は、いま重大な段階にある。本年9月6日、国交省九州整備局は土地収用法に基づいて石木ダム建設について事業認定の告示を行った。

中村法道長崎県知事は、この日の記者会見で「強制収用は別途手続きが必要だが、しかるべき段階で決断を求められる」（9月7日、長崎新聞）「理解が得られない場合は（強制収用が）選択肢としてありうる」（9月7日、西日本新聞）という態度表明を行った。さらに10月21日の県議会の質疑で「現段階で、将来にわたって（収用裁決の）申請しないと答弁は致しかねる」と答えた。これは先の県知事選挙での中村知事の「強制収用はしない」という公約や県議会など公の場での同様の言明を裏切るものであり、言語道断である。

ダム建設予定地の13世帯60人の住民は、即座に「佐世保市の水は足りている。必要のないダム建設・強制収用による追い出しは絶対に認められない。私たちはいつまでもこの故郷（ふるさと）に住み続ける」という見解を表明した。全く正当であり当然である。

地元紙・長崎新聞も10月19日、「石木ダム事業認定、切実度理解しにくい状況」という社説を発表。「（佐世保市の）給水量は年々下降し」「今後も工場用水など水需要の増大を想定する行政の説明を疑問視する声があるのは自然な反応である」と述べ、最後に「強制収用など論外」と断じている。いよいよこの事業が「ダム建設ありき」で進められ、目的を大きく逸脱した不要な計画であることが明らかになった。

強制収用は、水没予定地の住民13世帯60人の生活と生業の場・先祖伝来の故郷を奪い、住民の居住権・基本的人権を侵害する。長崎県の担当者は反対地権者とは「地縁・血縁を通じて交渉する」（10月6日の長崎新聞）と発言したが、これは「長崎県個人情報保護条例」に違反し、憲法違反であることが10月21日の県議会で追及された。村井禎美土木部長は何の反論も出来ず「法令・条例違反はいたしません」と明確に答弁した。私たちはこのことを厳しく監視する。石木ダム建設計画のため半世紀に亘り苦しめられてきたこの人たちを、さらに苦しめることはやめるべきである。

今、ダム建設反対の声は大きく広がっている。私たちはこの声をいっそう強固なものにして、事業認定の取り消しと事業主の長崎県と佐世保市が、石木ダム事業計画から完全撤退するまで、長崎県民や全国の仲間と共に最後まで闘いぬく。

以上、本集会の名において宣言する。

2013年11月9日

やめさせよう石木ダム建設！全国集会

石木ダム反対 350人訴え

長崎市で「最後まで闘いぬく」 全国集会



「石木ダム建設絶対反対」と書かれた横断幕を持って、長崎市内を行進する参加者たち

県と佐世保市が川棚町に計画している石木ダム建設に反対する全国集会が9日、長崎市平野町の長崎原爆資料館で開かれた。集会には、建設予定地の住民や県外の支援者など約350人が参加。ダムは必要ない

として建設中止を訴えた。

石木ダム建設絶対反対同盟など県内6団体でつくる実行委員会が主催。藤沢秀雄実行委員長が「力を合わせて石木ダムを中止にした」とあいさつ。予定地に住む石丸穂澄さん(31)は問題点を説明し、「自然環境も故郷も守らなければなりません」と呼び掛けた。

参加者は「事業認定の取り消しと、県と佐世保市が事業計画から完全撤退するまで最後まで闘いぬく」とする決議文を採択。横断幕を掲げて長崎市内を行進した。石木ダムについて、国土交通省九州地方整備局は9月、土地収用法に基づく事業認定を告示している。

石木ダム反対 声集う

長崎 県内外の支援者ら330人

県と佐世保市が川棚町に計画している石木ダムの建設に反対する集会が9日、長崎市平野町の長崎原爆資料館ホールであり、県内外から地権者の支援者ら330人ほどが参加した。



集会後、参加者がデモ行進した＝長崎市

「やめさせよう石木ダム建設! 全国集会」と題し、建設予定地の地権者でつくる「石木ダム建設絶対反対同盟」など6団体が主催した。集会では、今本博徳・京都大名誉教授が「治水にも利水にも意味のないダムのために多くの人が苦しんでいる」と指摘。ダムの建設

最後に「県と佐世保市がダム事業計画から撤退するまで、県民や全国の仲間と共に最後まで闘い抜く」との決議文を採択した。

石木ダムは重力式コンクリートダムで、本体の高さ55・4メートル、長さ2334メートル。総貯水容量は548万立方メートルで、総事業費は285億円の計画。川棚川流域の治水と佐世保市の水道用水の確保を目的に1975年に建設が決まったが、地権者との交渉が難航し、未着工のまま。建設予定地では13世帯60人が暮らしている。

県と佐世保市は2009年、九州地方整備局に事業認定を申請し、今年9月に認定を受けた。これにより強制収用の裁決を申請できるようになったことを受けて、中村法道知事は「強制収用も選択肢としてはあり得る」と発言した。地権者らは10月、認定の取り消しを求め、国土交通省に行政不服審査法に基づく審査請求をした。(井口恵蓮)

第20回水源連総会議事の概要

2013年11月10日 長崎県川棚町

総会資料は本誌に抜粋、水源連ホームページに全文掲載してありますのでご覧下さい。
(<http://p.tl/A9LT>)

西島和さんの総合司会で、議長に石丸勇さんと和波一夫さんを選出して総会は進行しました。

○ 藤田恵（水源連顧問）開会の挨拶

細小内ダムの中止から今月で満13年になりました。あんな大きなダムがよく止まったものだなあと水源連の皆さんには感謝しております。



姫野雅義さんが知事を変え、徳島市長を変えた。その日本でも有数の市民闘争についての本「吉野川住民投票 市民参加のレシピ」(武田真一郎)ができました。何かと参考になる本ですので読んでください。それから「縮小社会への道」(松下寛)。経済を縮小して本当に豊かになる筋道を紹介している本です。もう1冊、私これ読んでびっくりしているんですが、「原発ホワイトアウト」(若杉冽)。電力会社は、電気料金の2割を合法的にプールして、自民党をはじめとして国会議員のほとんどを懐柔しています。霞ヶ関の現役官僚が匿名で書いております。これは小説ですが、実際の政治家などに当てはめて読むことができ、電力会社の恐ろしさがわかります。

原発推進とダム事業推進の構造が全く同じです。今は何としても石木ダム中止させましょう。

○ 事務局から会計報告を含む経過報告と、新年度の活動方針提案(会計予算含む)が提起されました。この報告と提案に承認をいただきました。30~41P「総会資料抜粋」を御覧下さい。

○ 各地からの活動報告

➤ 熊本県 川辺川ダム・荒瀬ダム・瀬戸石ダム・立野ダム問題について

(川辺川を守る県民の会 中島 康さん)



川辺川ダム事業は今、半停止状態。ダムの目的の一つ利水のかんがい用水事業に対して農水省と住民側がやり取りをしている。熊本県内のダム問題では、川辺川、荒瀬ダム等はそれなりの結果に近いところまでいっているのですけれど、路木ダム、立野ダムもある。立野ダムは急に盛り上がってきていて、世論の喚起でなんとか止めたいと運動を始めています。

➤ 川辺川のかんがい用水事業について(川辺川利水訴訟原告団団長の茂吉隆典さん)

暫定水利権という形で現行水路の整備を求めて、農水省と交渉しているところです。

➤ 山口県 平瀬ダムについて(美しい錦川を未来へ手渡す会の吉村健次さん)

山口県は安倍総理大臣の地元。公共事業にもものすごい予算がつき、平瀬ダムも今年は予算が倍になった。本体工事がいよいよ組み込まれるということで、県に3回にわたって抗議活動をしたり、記者会見を開いたりした。が、残念ながら10月に本体工事が告示されてしまい、12月5日に決定されるといわれています。2009年パブコメでは9割が反対意見であるにも関わらず、土建関係が強い力を持っているので、事業推進されている。

最近、山本繁太郎知事が入院、肺の病気で重たい。県知事選が近いうちにあるのであれば、きっかけにしたいと思っている。

➤ 岐阜・愛知関係

☆ 長良川河口堰開門問題と内ヶ谷ダム問題について(長良川市民学集会の武藤 仁さん)

長良川河口堰は閉じられて 18 年経った。閉鎖してから環境は非常に悪化している。国はこれを注視して検討会をつくり、毎年報告している。一昨年より愛知県にも検証会ができた。国の方は河口堰のゲートを年に百数十回あけているが、塩水は上流には入れない。愛知県の方は開けて塩水が入ってきたときの影響を調査し、開門を前提としている。国と県との調査を合同でできないかということで、昨年準備会を 2 回行ったが、現在中断している。

私たちは岐阜県に対しても愛知県の動きにそって、開門を目指した動きをとるように運動をしている。名古屋の COP10 で、韓国の環境市民団体とつながりができて、交流を深めている。

◇ 内ヶ谷ダム

石木ダムと同じ期のダム検証で継続が決定された。

平成 20～23 年度までは 3 億円が 1 億円に予算が縮小傾向にあり眠っているダム事業であったが、検証対象になって、復活。24 年度の予算は 3 倍に膨らむという皮肉な結果となった。

◇ 木曾川水系連絡導水路問題（導水路はいらない愛知の会 小林 収さん）

日本一巨大な、徳山ダムの水はまだ一滴も使われていない。それを使うための導水路ができていないからであるが、逆に言えば、徳山ダムはなくても我々の生活に何も関係なかった。

この導水路建設の費用負担は、地方自治体の中では愛知県が主体となっているため、知事を相手に監査請求から訴訟を起こしていて、証人尋問を求める段階になっている。

住民運動をしなくては行けないと教えられたこの 2～3 年でした。

➤ 設楽ダム問題について（設楽ダムの建設中止を求める会の市野和夫さん）

住民訴訟は控訴審の不当判決。上告をして、最高裁に預けてある状態。

中部地整はダム検証素案を事業継続とまとめたが、愛知県知事は保留としている。

この間、愛知県主催の連続公開講座が行わ

れている。ダムに反対意見を持つ学者も入っており、愛知県から独立したチームが運営している新しい運営方法。愛知県としてどのようにまとめて行くのか、知事の意見をどのように集約されるのか、住民の意見を反映されるようにしていきたい。

設楽町長選挙について（事務局追記）

市野さんが出馬、落選。前回四年前の結果と、今回の結果を比べると、ダム推進派の町長は今回が 2 期目、大きく得票率を減らして、ぎりぎりであった。そういう点で、批判はされている、ということであった。

➤ ハッ場ダム問題について

◇ <ストップさせる会市民連絡会、茨城の神原禮二さん>

昨年未から、利根川の河川整備計画をめぐる有識者会議では、基本高水や目標流量でもめていたのだが、途中で国交省が打ち切って、河川整備計画を立ててしまった。

秋には、ハッ場ダムの基本計画の工事の延長などを含める変更案がだされ、各都県で認められた。増額は入っていなかったが、関東地方整備局は 185 億円の増額を試算しているので、入れられることが予想される。

利根川や江戸川の市民団体と利根川流域市民委員会を立ち上げ、あらたな運動を模索している。

◇ <ハッ場あしたの会、川原理子さん>

あしたの会でも計画変更について、声明を出した。

集会や写真展、現地見学会などをひらき、ハッ場ダムが「下流に住む私たち」の問題でもあることを伝える活動をしている。次回 11 月の集会では、カヤックで吾妻溪谷をくぐる映像を映し川を体感してもらう予定である。

◇ <STOP ハッ場ダム・市民ネット鈴木郁子さん>

先日、吾妻溪谷で、スペインの平和活動家ミランダスコットさんとともに絵を描く催しを行った。観光客の人たちはみんな、なんでこんなもったいないことをするんだと言う。

私たちは現地重点主義で、現地に配布チラシを行っている。

地元の人たちの蓄積にはなるが、地元の

人々の八ッ場ダムの現地では住民が声を上げれば理不尽な理由で家庭内争議などに持ち込まれる。

地元からは、予定と違うという声がぼちぼちと聞こえてきている。

私たちは現地へ行って、現地の人たちと心を合わせる取り組みをしている。

年が明けたら、「水になった村」の映画会を行う。

▶ **思川開発について(思川事業開発事業を考える流域の会の高橋比呂志さん)**

1964年に思川開発事業構想が発表され、

2004年11月に住民訴訟を提起し、2011年3月に現在控訴審、あさって結審。

検証作業が2009年12月からダム検証を始めているが、検討の場を3回開いただけで、すすんでいない。栃木県が水道事業の認可を得ていなく、完成しても使えない水源を抱えるのは確実。当初は新規水需要があるとしていたが、現在は県もないとしている。参画する理由としては、水源の転換しかない。県南地域では、現在地下水100パーセントであるが、県はこれを40パーセントにするのがベストバランスなんだとしている。

会の活動は、勉強会、会報発行、自然観察会はおこなっているが、

県は2001年に代替案を検討したが、文書保存の期間を過ぎたとして、文書を廃棄してしまった。文書を廃棄させない、文書管理規定を変えることが必要。

▶ **成瀬ダム、最上小国川ダム、津付ダムの状況(成瀬ダムをストップさせる会の奥州光吉さん)**

☆ **秋田県の成瀬ダム**

ダム検証ではダム案が最も有利ということになり有識者会議で事業継続、国交省のGOサインも出て、今年度から本体工事に向けて、道路工事が始まっている。転流工はほぼ完成。秋田県と下流の横手市に大して訴訟を行っている。証人尋問の段階。

14名の証人を申請したが、原告2名のほか、国交省の東北地方整備局河川部長、湯沢河川

国道事務所所長が認められ、来年2月に行われるという状況。嶋津さんや宮本さんの証人も希望しているがまだ実現していない。

☆ **山形県の最上小国川ダム**

10月初旬にダムの中止と地域振興を掲げて集会が開かれた。下流温泉地域の治水のために穴空きダムの工事用作業道路が着工されているが、地元では止めたいとがんばっている。11月には裁判長の現地視察があった。

☆ **岩手県の津付ダム**

震災の関係か、中止の方向が出されたが、推進側の住民がクレームをつけている。反対している住民組織もあるので、情報交換をしていきたいと思っている

▶ **内海ダム再開発(環瀬戸内海会議の松本宜崇さん)**

地元の住民のグループもふくめ連合会ということで裁判闘争などやってきている。10月21日には、遠藤さん、川村晃生さん(全国自然保護連合代表・慶応大学名誉教授)、志岐常正さん(京大名誉教授・地質学)に証人尋問にたっていたいただいたが、向こうは全く反論しない。自分たちの主張はこれまで通りでございます、というのみである。12月16日にもう一度証人尋問が予定されており、嶋津さんに治水の問題で証言に立ってもらおう。丸山博さん(室蘭工業大学・公共政策)も意見陳述で登場するかと思う。このように裁判闘争は佳境に入ったところだが、香川県では昨年12月21日には湛水を始め、今年4月24日には形の上では「竣工した」としてしまった。しかし現実には、あんまり水はたまりません。というのは、総延長がわずか4キロメートルの川、流域面積2,8平方キロメートルと小さい。こんなダムは他のところにもないダムでしょう。447メートルの堰堤を持ちながら、奥行きは350メートルほどしかないダムです。川村先生の、こんな直線的なものは自然界にはない、とすればそれは、景観を損なうものでしかない、という言葉に尽きます。

新内海ダムに、絶対に水を湛めさせない、というか、湛められないのだと思います。今後みなさまのご支援よろしくお願いします。



▶ 路木ダム（天草・路木
ダムの再検証を求める
全国連絡会 笠井洋
子さん）



昨日の集会でも 200 人の署名をいただき、全部で 3000 筆くらいの署名が集まりました。11 月 20 日には、4 年間つづけてきた裁判が結審になる。証人尋問などで、天草市の虚偽の事実が明らかになった。別の川の写真をだして、治水が必要になるとしていたなど。費用対効果は 1.08、こちらの計算では 0.782 ということであったが、ねつ造の証拠が明らかになったことで、0.5 くらいに下がってくるのではないか。判決は期待するところだが、今の司法ではあまり期待もできない。残念ながら、堰堤はできてしまった。湛水も始まり、来年 3 月、4 月から運用がはじまる。川の水が流れてこないことにより、すでに路木川の下流では影響が出ている。路木川は清流であったが、濁りが出て、アユが姿を消した。羊角湾干潟でも、覆土が減ってきている。ダム完成後もこの運動は終わりではなく、環境にどのような変化がでるか「路木ダムを検証する会」として活動を継承していかななくてはいけないね、と仲間と話している。

4 年前のダム本体工事着工のときに大きな運動をつくっていかないと、ダムはなかなかとめられない。今振り返れば、あのときああすればよかったと、こういう運動をつくればよかったと、いっぱい反省点がある。昨日から各地のみなさんの話を聞いていて、どこも同じ状況なんだなあ。多くの仲間に本質をひろげていく活動につなげていかなくてはならない。路木ダムの裁判は来年早々に判決となる。残された数ヶ月間を裁判の勝利に向けてがんばっていきましょうというところです。

▶ 山鳥坂ダム（大洲市の住民投票を実現する会 有友正本さん）

強靱化計画や、山鳥坂ダムひどい状況が続く中で、我々の活動を一本化していこうということで、遠藤さん、今本先生に来ていただ

いて、10 月 31 日に新しい市民の会を立ち上げる大集会をひらいた。集会は成功したが、その後、なかなか活動の方向性を定めることができない。本体着工は 7 年後ということなので、まだまだ出来ることはたくさんある。運動を担う側が高齢化でなかなか難しい。私も関わったときは 45 歳、それから 20 年たつて 65 歳になっている。けれども、近くにはすばらしい活動があるので参考にしながら、運動の再構築を図っている。

○ 討議

事務局から以下の提起・説明を行いました。詳しくは水源連ホームページ総会資料を御覧ください。総会資料 15 ページ～

▶ 「ダム事業見直しの経過」共同代表 嶋津輝之

・1995 年ダム等事業審議会

苫田ダム、徳山ダムなど推進になったダムもあるが、細川内ダム、川辺川ダムなど中止になった。14 のダム事業のうちで 8 事業が止まって 6 事業が推進。

・1997 年ダム総点検

2000 年度の与党三党中止勧告。自民党の亀井静香政調会長の声かけでずいぶんダムが止まった

山鳥坂ダムだけは中止に入っていたが生き残ってしまった。

長野県の脱ダム宣言、浅川ダムだけが残ってしまったが、9 ダムのうち 8 ダムが中止になったか、中止の方向になっている。

淀川水系流域委員会では対象の 5 ダムのうち、今のところ止まったのは余野川ダムだけである。

・2010 年のダム検証

民主党政権が発足してダム検証。

検証の対象を絞り込む際に、本体工事の駆け込み契約をした新内海ダム、路木ダム、浅川ダムなども対象外にして、早々にお墨付きを与えてしまった。

84 ダムのうち 44 ダムが推進、20 ダムは中止となった。残り 20 ダムは検証中。三分の一が止まったように見えるが、中止となったダムはもともとやる気のなかったダム。この

機会にやめただけである。

反対運動が進められて注目されるダムは、ほとんどが推進という結果になった。今日参加されている中では、直轄ダムでは八ッ場ダム、立野ダム、成瀬ダム、山鳥坂ダム、補助ダムでは内ヶ谷ダム、石木ダム、平瀬ダムなど。

現在検証中のダムで注目しているところは、霞ヶ浦導水事業、大戸川ダム、丹生ダム、木曾川水系連絡導水路、設楽ダム、思川開発、川上ダムなど

情勢は大変厳しいが、本体工事に着手しても止まった例もあるのでがんばろう。

ダム建設がますます不要となる時代の到来を訴えよう。

今はダムなんてつくっている時代ではないことを強く訴えよう。

現在は水あまりが顕著になる時代だから、利水に必要なはずがない。

首都圏の利根川流域でも、一日最大給水量は減少の一途をたどっている。これから人口が減少していく。2020年以降、利根川流域でも人口は減っていく。水道の減少傾向は今後も続いていくことは間違いない。国交省も本音では、減っていくことを認識しているが、フルプランでは勝手な水需要予測をしている。作りすぎた社会資本が老朽化している。

これからは、既設の社会資本の維持・管理に公共事業予算の大半を注ぎ込まなければならない時代に入る。

これから新しく投資していいのは本当に必要な治水対策に限られる。

優先されるのはダムではなく、ゲリラ豪雨に対応する、内水氾濫を防ぐ対策や堤防の強化。

どんな豪雨にも対応できる耐越水堤防にすることが必要。現実性があるのはハイブリッド堤防であって、スーパー堤防なんて金食い虫はもってのほかである。

取り組むべき課題

- ・ 滋賀県の流域治水推進条例。残念ながら今回は成立しなかったが、これを全国に広めたい。
- ・ 円山川の河川整備計画は、自然回復を目

指したもので、これを広めたい。河川整備計画の再策定を求める運動に取り組む必要がある。

- ・ ダム中止後の生活再建支援法案は、昨年3月に上程されたが一度も審議されずに廃案になってしまった。
- ・ ダムを造る理由は洪水調節便益による。八ッ場ダムについては、利根川で毎年4800億円の浸水被害が生じるとしている。実際は60年間、利根川からの越水はゼロである。このいい加減な計算をどうにかしたい。
- ・ 各ダムでは、ダムをつくる理由に、流水な正常機能の維持をダムの目的にくっつけてダムの規模を膨らましている。
- ・ 堆砂の問題。過小評価している。八ッ場ダムではおそらく3.5倍のスピードで埋まる。利水機能を早く失う。
- ・ 荒瀬ダムの撤去。ダム撤去は全国ではここだけ。荒瀬ダムが撤去されて、自然がずいぶんと取り戻されたと聞いている。このことも広めたい、撤去に取り組んでいきたい。
- ・ 国交省が新たな水資源政策を示そうとしている。国交省の水資源部会の調査企画部会。座長が沖大幹氏。委員の中に渇水のない社会にする必要があるという人もいて、またダムを造ろうという動きが出てくるのではないかと聞いている。国交省はウォータープランの改定、指定水系のフルプランの改定をしようとしているのではないかと聞いている。

➤ 日弁連試案「公共事業改革基本法」

詳しくは日弁連のホームページをご覧ください。

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2012/120614.html>

なお、「この試案は河川整備計画改革法ではない」との補足説明がありました。



在間正史弁護士

➤ 今本博建さん（ダム検証のありかたを問う科学者の会）



現職中はこういう運動にいっさい関わっていませんでした。いろいろな方がいるなあと見てみると、フリーになってみると、

いろいろな不合理が目についてくる。定年と同時に、淀川水系流域委員会がはじまり、いろいろな意見を直接聞くことで、川の問題を真剣に考えるようになった。私は水源連の会員ではないけれど、興味があって見ている。私でしたらこれほどの運動をやってもだめだったら挫折感でいっぱいになる。でも、皆さん方は本当にしぶとい。一生懸命に折れずにずーっとがんばっておられる。以前よりずっと厳しい状態にある。皆さんがもっとがんばっていかなあかん。これまでは、正しいことを主張してそれで終わってしまった。正しいことを実現しないと。反対運動を変えなあかん。石木ダムを止めなかったら、何のために運動しているかわからない。打率は悪いけれど、ゼロではない。石木ダムから変えていこう。論理性からいくと、圧倒的に皆さんが勝っている。ところがその論理が通らない。私も含めて、学者はなさけない。河川工学者は、どうしようもないほど物事を考えようとしなない。大熊さんは若い頃からずっと川の問題に取り組んできたが、あの大熊さんでも同じような河川工学者を生むことができなかった。私なんか、文字通り、体制派の学者しか育ててこなかった。そのあたり、忸怩たる思いがあります。自分なりに考えて、自分の評価軸で対応させていただきたい。これからも、外野から見させていただければと思います。

➤ 全体討議

約 50 分間という短い時間ですが、多方面にわたる問題提起と討議が行われました。主な論点を箇条書きにします。



- ・ 私たちは論理面では勝っている。それに自己満足せず、私たちの主張の実現を目指す時である。
- ・ ダム目的の流水正常機能や治水について、こちら側の考え方を根気よく伝えていきたい。
- ・ 環境のことがカウントされていない、不特定容量のためなど、というが、妥当投資額の中に、正常な流水の機能の維持が入っていないのに、主目的に入っている事業がある。
- ・ 国交省もダムを造りたい、というばかりではない。伝統的治水を行っている地元の人たちの動きを強めていきたい。
- ・ 流域治水は全体の治水安全度ではなく、地先の安全度を採用すべき。
- ・ 正常流量 慣行水利権の取水+維持流量をダムで保証というもので、「望ましい」がダム計画では「確保する」になっている。
- ・ 設楽ダムの場合、維持流量を年間通して $5 \text{ m}^3/\text{秒}$ としているが、それは鮎遡上時だけでよい。
- ・ こちら側の環境も含めたダム反対の論理を早く立ち上げて広めることが必要。
- ・ 現在負荷率は 85~95%、利用率は 100% 近い。流水正常機能については B/C を身代わり建設費との比較で行っているから 1 を超えるのは当然。このようなカラクリを問題にしていこう。
- ・ ダムが出来てしまったが、その後の検証が大切。客観的なデータを集めて科学的に詰めていきたい。
- ・ 人口減少→水需要減少が確実なのに裁判所はまったく触れない。

- ・ B/C、基本高水などがデタラメであることをデータを用いて科学的に検証する。
- ・ 問題をみんなにどのように知らせるかが一番の問題。

○ 石木ダム闘争 勝ち抜くために

まったく無駄な石木ダム事業を中止させ、13世帯 60 人を守り抜くことを水源連仲間の誰もが目指しています。この総会では勝利に向けて、40 分間ではありますが、全員で知恵を出し合いました。

➤ 石木ダム建設絶対反対同盟の岩下和雄さんからの報告

- ・ 県庁所在地での石木ダム反対大行動は今回が初めて。
- ・ 事業認定は下りたが、13 世帯は一致団結、石木ダムは造らせない。
- ・ 中止させるまでには時間が長くかかるであろうから、あまり構えずに楽しい日々を送りながら反対を貫く。
- ・ 訴訟の準備を進めている。
- ・ 来年 2 月が長崎県知事選。それまでは動きがないだろうというのがマスコミの見方。



➤ 事務局からの報告

- ・ これまでの水源連としての取組みの紹介。
- ・ これからの進行について説明。

全体討議

- ・ 事業認定は 13 世帯のことにまったく触れていないなど、考慮すべきことを考慮していない。日光太郎杉事件の判例もある。共有地権者=当事者なので「私も原告」になる。
- ・ 問題を明らかにすることで「石木ダムはいらんよね。」の声が広がる。
- ・ 佐世保市民も無駄な石木ダム建設事業によって多額の負担を強いられる当事者である。



- ・ 佐世保市民に理解されるようにホーちゃんの小冊子から利水部分を抜粋して全戸配布を。
- ・ 佐世保市民に理解を求めるために、石木ダムを造るとどのようなデメリットが生じるのか一目で分かる配布物を考えたい。
- ・ 自然保護に敏感なアウトドア系の皆さんに知らせたい。

まとめ

訴訟を通じて問題点を明らかにし、それを内外に広く伝えて世論形成を図り、長崎県と佐世保市を追い込んで石木ダムを断念させる。

○ 総会宣言

総会での討論を踏まえた総会宣言案を事務局から提案、全員拍手で採択しました。

採択した総会宣言は別紙の通りです。

○ 緊急声明



当時安倍政権によって「特定秘密保護法」制定が進められていました。この法の成立阻止声明を水源連としても出そうと、近藤ゆり子さんから緊急声明案が提出され、全員一致で採択しました。

別紙の「特定秘密保護法の廃案を求める緊急声明」をご覧ください。

○ 閉会挨拶

総会で討議したことを踏まえ、石木ダムをはじめとした私たちに関わっているダム事業すべての中止を実現するべく頑張ることを誓い合いました。

予定通りに 12 時に総会を終え、12 時半には現地見学会へと出発しました。見学会報告は別頁をご覧ください。

第 20 回水源開発問題全国連絡会総会宣言

3.11 東日本大震災から 2 年 8 ヶ月を経た現在、地震の被災地では復興しつつあるが、福島原発事故をともなった被災地では、未だ希望の光すら見えない状況が続いている。

私たちは、無駄な公共事業の典型である、ダム事業の徹底見直しを国に求めてきた。あわせて、国の予算を震災復興にシフトすることを提案してきた。

しかし、2012 年 12 月の安倍政権発足後は、国土強靱化の名のもと無駄な公共事業が復活し、さらに拡大増殖しつつある。前政権による「できるだけダムに依存しない治水・利水」が頓挫してしまった現在、検証過程にあるダムも次々と推進という結論になることは目に見えている。それを何とか阻止し、負の遺産を次の世代に負担させないようにしなければならない。

この様な状況に対して、私たちは石木ダム建設絶対反対同盟が 40 年間闘い続けている長崎県川棚町で水源連満 20 年となる総会を開催した。この 20 年目を 1 つの節目とし、さらに飛躍していくため、次のことを目指すことを確認した。

- ① 石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯約 60 名を守り抜く
- ② 全国の事業中のダムのストップ
- ③ ダム建設がますます不要を訴える
- ④ ダムの水抜き空っぽ運用
- ⑤ ダム中止後の生活再建支援法の成立

以上、宣言する。

2013 年 11 月 10 日 第 20 回水源開発問題全国連絡会総会 参加者一同

特定秘密保護法案の廃案を求める緊急声明

10 月 25 日、安倍内閣は、特定秘密保護法案を閣議決定し、国会に提出した。同法案は 11 月 7 日、衆議院で審議入りし、政府・与党は今週中の衆議院通貨を目指している。

この法案が、憲法の国民主権原理を否定する大変危険なものであることは、各界の声明などですでに明らかにされている通りである。

1993 年に発足した水源開発問題全国連絡会（水源連）は、住民の暮らしと河川環境を根底から破壊し、かつ将来にわたって多大な財政のツケを地域住民及び全国の納税者に追わせる不要なダム建設に反対する各地の運動体が結びついて、河川行政を正す闘いを進めてきた。

ともすれば、計画決定権者、事業者は情報を隠し、データを恣意的に用いて、虚構のダム必要論を作ってきた。水源連は、あらゆる手段をもって情報を入手し、解析して、その虚構を暴いてきた。

今、国会に上程されている特定秘密保護法案が成立するならば、水源連のこうした活動が妨げられていく方向で運用されるであろうことは想像に難くない。

本日、第 20 回水源連総会に集った私たちは、特定秘密保護法案の廃案を強く求めるとともに、更なる河川行政の民主化・適正化を闘いとしていく決意を新たにしている。

2013 年 11 月 10 日 第 20 回水源開発問題全国連絡会総会 参加者一同

現地見学会 報告

11月10日、総会を終え直ぐに昼食を取り終えると、12時50分頃にマイクロバスに乗って現地見学に出発しました。私たちのバスは石木ダム建設反対同盟の炭谷さんが運転と道中の説明を担当されました。

最初に川棚川最下流河口部の無堤防地区を見て回りました。海拔2m程度しかない上に無堤防なので、高潮や津波対策が急がれるところです。

次いで、川棚川に沿って治水基準点である山道橋（河口から約2.4km）に向かいました。このあたりは海拔4m程度です。ここより下流の治水安全度が1/30から1/100に突然上がる訳ですが、これまでに川棚川が山道橋下流であふれたことはありません。すべて、内水氾濫です。石木ダムにムリヤリ治水目的をつけるがために治水安全度を厳しくしていることが分かります。

山道橋直上流の右岸に佐世保市水道の取水所があります。現在既に日量で最大20,000 m³が佐世保市水道に取水されています。その対岸（左岸）にポツンと広場がありました。佐世保水道の新たなポンプ所予定地です。石木ダムが出来ると55,000 m³/日が取水されることとなります。そうすると現在の取水所を拡張することとなりますが、背向地に山が迫っているため拡張できず、対岸（左岸）のこの場所に作り替える予定と言うことでした。



そのまま左岸を上流に流に向かって歩き、石木川の注ぎ口に立ちました。川棚川と比べるとホントに幅の狭い小川です。この小川の洪水をダムで調節したところで本流にはさして影響がないことが実感できます。

再度マイクロバスに乗って石木川に沿って進み、採石場下で下車。「ここには採石跡の大きな穴があり、石木川の流量調節の役割を担わせるに十分な大きさであったが、埋めて使えなくした」との説明。

そのまま歩いて団結小屋（見張り小屋）前で案山子たちと記念撮影。マイクロバスで石木川沿いにホテル祭りをを行う広場まで移動。その途中で石木ダム反対の幟や看板がたくさん。例の言わ猿・見猿・聞か猿の櫓もこの道中にありました。

緑豊かでゆったりとしたとても良い雰囲気が漂う所です。

ここで記念の集合写真を撮り、解散としました。



長崎県への要請

11月11日11時半から長崎県庁で要請行動を行いました。薄暗くて狭い、隔離された部屋での要請行動でした。

こちら側は総勢約二十名、長崎県側は3人が出席しました。

最初に「やめさせよう石木ダム建設！全国集会」実行委員会代表の藤澤秀雄氏が土木部河川課企画監川内俊英氏に9日の全国集会で採択した「集会宣言」（別掲）を手渡しました。次いで「ダム検証のあり方を問う科学者の会」の今本博建代表が「石木ダム事業の再考を求める要請」（別掲）を手渡しました。

これらの申入れに対する川内俊英氏は

「中立な機関から事業認定を受けているので、科学的な再検証は拒否。13世帯の皆さんには個別交渉でご理解を願うのみ。話し合いに応じていただけないのであれば、地縁血縁を使った説得を行う。それは条例に違反しない。県知事と三地区総代との覚書（別掲）は知事個人の想いであり長崎県は制約を受けない」という驚くべき対応。知事が公印を押した覚書を「知事個人の想いで長崎県は縛られない」に至っては知事公印の意味をまったく理解していない証拠。

これって、長崎県にしてみれば、「13世帯の皆さんに相手にしてもらえない。あとは地下に潜って地縁血縁を使った説得しかやることがない。」というお手上げ状態を宣言したも同然です。

あとは13世帯の皆さんに加えて佐世保市民・川棚町民・長崎県民が長崎県・佐世保市を相手にしなくなれば（支持しなくなれば）、強制収用もままならず、万策尽きて石木ダム事業は中止するしかなくなります。

11日の川内氏の対応は現在の長崎県政の代弁そのものなのでしょう。長崎県民への挑戦と県民の皆さんに受け取って頂きたいものです。

最後に県庁記者クラブでこの日の申し入れについて記者会見を行って、12時半頃に三日間の行動をおえました。



要請行動 要請書を手渡す今本博建氏
五島久嗣氏撮影



県庁記者クラブでの会見 五島久嗣氏撮影

2013年11月11日

長崎県知事 中村法道 様

「ダム検証のあり方を問う科学者の会」

呼びかけ人

今本博健（京都大学名誉教授）（代表）
川村晃生（慶応大学名誉教授）（代表）
宇沢弘文（東京大学名誉教授）
牛山積（早稲田大学名誉教授）
大熊孝（新潟大学名誉教授）
奥西一夫（京都大学名誉教授）
関良基（拓殖大学准教授）（事務局）
富永靖徳（お茶の水女子大学名誉教授）
西菌大実（群馬大学教授）
原科幸彦（東京工業大学名誉教授）
湯浅欽史（元都立大学教授）
賛同者 125人

連絡先 〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14 拓殖大学政経学部
関良基 気付 「ダム検証のあり方を問う科学者の会」
電話：090-5204-1280、メール：yseki@ner.takushoku-u.ac.jp

石木ダム事業の再考を求める要請

国土交通省九州地方整備局は本年9月6日、石木ダム事業に関し、ダム予定地の強制収用の前提になる事業認定を行いました。水没予定地13戸60人の住民が断固反対の姿勢を堅持し、どこから見ても必要性が見られない石木ダム事業について、長崎県と佐世保市がなぜこれほどまでに事業推進にこだわり続けるのか、さらに、それに呼応するように九州地方整備局がなぜ、いともたやすく事業認定というお墨付きを与えるのか、私たち科学者の立場からは不可解極まると言わざるを得ません。

「ダム検証のあり方を問う科学者の会」は、ダム事業の科学的な検証を求めて科学者11名が呼びかけ人となって2011年11月に発足しました。長崎県の石木ダムについてもその検証のあり方を検討し、国土交通大臣および「今後の治水のあり方を考える有識者会議」の委員に対して意見書等を提出してきました。そして、今年3月と7月には佐世保市長に対して、あまりにも非科学的な佐世保市・水需給計画の抜本的な見直しを求める意見書を提出しました。

私たち科学者の会が石木ダム事業に必要性、合理性を見出すことができない理由の要点は次のとおりです。

石木ダムに必要性・合理性を見出せない理由

① 佐世保市の水需要は減少の一途を辿っているのに、市の予測では反転して急増

佐世保市水道の一日最大給水量は2000年代に入ってから減少の一途をたどり、最近10年間で2割も減っている。今後も人口の減少と節水型機器の普及等により、水需要の減少傾向が続くことは必至であるにもかかわらず、佐世保市の予測では一日最大給水量は将来は反転して急速な増加傾向に変わり、わずか5年間で3割近くも増加することになっている。これほど実績と全く乖離した水需要予測の例が今まであったらと思うほどのひどい架空予測である。

② 佐世保市は水道の保有水源を過小評価

佐世保市は一方で、水道の保有水源を過小評価して石木ダムの必要性をつくり出している。市は安定水源が一日7.7万 m^3 しかないとしているが、実際に渇水時にも使っている水源をすべて合わせると、9.8万 m^3 /日以上ある。一方で、一日最大取水量は8.3万 m^3 まで減ってきており、さらに減少していくから、将来とも水需給に十分な余裕がある。

③ 長崎市水道は実績重視の予測を行って本明川ダムから撤退

佐世保市は、2017年度完成予定の石木ダムの水源を必要だと言うために、このように常軌を逸し

た予測を行っているが、一方、長崎市は将来の一日最大給水量が減少していくという、実績重視の真っ当な予測をして本明川ダムからの撤退を決定した。長崎市の姿勢は佐世保市とは雲泥の差がある。

④ 佐世保市は石木ダムとその関連事業のために市民に多額の経済負担を強制

佐世保市は石木ダム計画に呪縛されているために、市民に多大な経済負担を強いようとしている。ダムの負担金だけでなく、石木ダムで得る水源を取水して浄化し、送水するための施設の建設費も合わせると、国庫補助金と既支出分を除いて、市は202億円にもなる巨額の費用を負担する。そのツケは佐世保市民に回り、市民は1世帯当たり約20万円を負担させられることになる。起債の利息支払いも含めると、もっと大きな負担になる。

⑤ 石木ダムをつくっても、川棚川の近年最大の洪水の再来に対応できない

治水計画を策定する上で最も重要な課題は、近年に実際に起きた洪水が再来した場合に氾濫を確実に防止できるようにすることである。ところが、石木ダムを建設しても、川棚川の近年最大の洪水「1990年7月洪水」が再来した場合、浸水被害を防ぐことができない。この洪水で浸水被害が起きたのは川棚川からの越流ではなく、野口川等の支川の氾濫、内水氾濫によるものであるから、石木ダムで川棚川の水位を下げて、氾濫を防ぐことができない。

⑥ 石木ダムのための不合理な川棚川水系河川整備計画

川棚川水系河川整備計画は治水安全度を上流域1/30、下流域1/100とし、下流域を1/100にするために石木ダムが必要だとしているが、川棚川では流域人口の約8割は上流域に居住しており、治水安全度を下流域だけ1/100にする理由がない。石木ダムを無理矢理位置付けるために石木川合流点下流域の治水安全度を1/100にしているだけのことであって、不合理な河川整備計画が罷り通っている。

⑦ 石木ダムのために川棚川では本当に必要な治水対策がなおざりにされている

川棚川流域の浸水を防止するために取り組むべきことは、川棚川下流部の野口川等の支川氾濫、内水氾濫を防止する対策や、川棚川全体の河床の掘削などであって、石木ダムの建設ではない。ところが、川棚川では河川予算のほとんどが石木ダムの建設に回され、川棚川で真に必要な治水対策が放置され、流域住民の安全確保がなおざりにされている。

以上のとおり、石木ダムは利水・治水の両面で必要性が皆無です。このような不合理極まりないダム計画に事業認定を下した九州地方整備局に心底からの怒りを禁じ得ません。

必要性のない石木ダムの建設によって、水没予定地13戸60人の住民の生活を奪い、かけがえのない豊かな自然を壊し、さらに佐世保市民に多額の経済負担を強いることがあってよいのでしょうか。石木ダムのために川棚川で本当に必要な治水対策域住民の安全確保をなおざりにしてよいのでしょうか。貴知事が、県民の生活を守ることが知事の責務であるという原点に立ち返って、石木ダム事業の是らためて再考されることを強く求めます。

もし、今回の石木ダムの事業認定を受けて、長県が石木ダム建設に固執し、ダム予定地13戸の強制収用に踏み切るならば、科学者の会はその60人の住民を全力で支援することを申し添えておきます。

11/12

山崎	桑斤	関川
<p>菅教授（河川工学）ら11人が呼び掛け人、賛同者125人。これまで同市などに</p>	<p>同会は今本博健京都大名</p>	<p>町に計画している石木ダム建設事業で、全国の学識者でつくる「ダム検証のあり方」を問う科学者の会は11日、県に対し「石木ダムに必要な性・合理性を見いだせない」として事業の再考を求めた。</p>
<p>要請書は、ダムの必要性の根拠の一つとなっている佐世保市の水需要予測について「水需要は減少の一途</p>		

石木ダムの必要性否定

「科学者の会」県に事業再考求める

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、全国の学識者でつくる「ダム検証のあり方」を問う科学者の会は11日、県に対し「石木ダムに必要な性・合理性を見いだせない」として事業の再考を求めた。同会は今本博健京都大名菅教授（河川工学）ら11人が呼び掛け人、賛同者125人。これまで同市などに

対し、事業の問題点を指摘してきた。この日は、今本氏が長崎市で10日あった石木ダム事業建設阻止を訴える全国集会の出席者らと県庁を訪問。集会で採択した宣言文と一緒に、県土木部に要請書を提出した。

要請書は、ダムの必要性の根拠の一つとなっている佐世保市の水需要予測について「水需要は減少の一途

長崎新聞 2013.11.12

なのに予測では反転して急増している」とするなど、県や同市に7項目にわたり反論。国土交通省九州地方整備局が9月告示した石木ダムの事業認定を「不合理極まりない計画に認定を下した」と非難した。（山口恭祐）

石木ダム問題の状況と支援のお願い

1. 最近の経過

2013年9月6日に九州地方整備局は不当にも石木ダム事業を土地収用法適用事業として認定しました。強制収用への道を法的に可能にした暴挙です。石木ダムの必要性については長崎県と佐世保市の言い分をそのまま追認し、13世帯約60名の存在については一言も触れていないという言語道断の事業認定でした。その暴挙への抗議の意を込めて、多くの方々が不服審査請求を国交省に提出しました。長崎県知事に石木ダム中止を求める全国的な署名活動も開始されました。



私たちは昨年11月8日に開催した石木ダム建設反対全国集会、翌9日の水源連総会で、13世帯約60名を全く無駄な石木ダム事業から守り抜くこと、石木ダム建設中止を獲得することを確認し、その翌10日に長崎県庁へ石木ダム中止を求める要請行動を行いました。

12月5日には13世帯の居住地にある「こうばる公民館」で石木ダム対策弁護団結成・決起集会が開催され、石木ダム反対住民団体と弁護団との共闘が一步を踏み出しました。この結成・決起集会では、石木ダム事業による被害者は13世帯約60名はもちろん、このような無駄な事業に貴重な財源を使われてしまう長崎県民であり、佐世保市民であることを確認し、長崎県民・佐世保市民に石木ダム問題の当事者として「石木ダム反対、その金を〇〇に回せ」の声を上げてもらえるように取り組むことを互いに約束しました。

12月19日には日本弁護士連合会が「石木ダム事業の中止を求める意見書」をとりまとめ、12月25日付けで長崎県と佐世保市に送付しています。意見書の主旨は「長崎県が計画中の石木ダム事業は、治水・利水の必要性に乏しく、環境影響について適切な配慮がなされていない上、住民との覚書による合意に反するもので、そのまま事業を継続することは容認できないものであるから、中止すべきである。」とし、必要性・手続両面から石木ダム事業を否定しています。

http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2013/131219_4.html

12月27日には石木ダム反対住民運動5団体と石木ダム対策弁護団が連名で長崎県知事に石木ダムの必要性を論点に据えた公開質問書を提出しました。公開質問書では、収用法対象13世帯約60名が居住している地域の「こうばる公民館」で1月9日19時から知事が直接回答説明をすると共に質疑応答に応じるよう求めています。それが受け入れられない場合は、1月9日15時に県庁へ説明を求める行動をとることを通告してあります。後日、「知事説明はない」との県からの通知を受けました。

1月9日15時、弁護団・県民約60名が県庁に説明を求めました。その回答はおよそ次の内容でした。

- ①公開質問書への回答文書は現在作成中である。
- ②いつ渡せるかは今はわからない。17日までに、その返事をする。
- ③回答書は出すが、それについての説明会はおこなわない。
- ④知事は13世帯の皆さんと個別にあう。その他とは会わない。

このような回答を私たちが受け入れる分けはなく、「知事からの説明を求める行動は、実現するまで何回も続ける」と告げた上で、以下のことを通告しました。

- ① この公開質問書に対する回答は1月24日までに出すこと、
- ② 知事からの説明を1月31日19時に「こうばる公民館」で開催すること、
- ③ 知事が来ない場合は、1月31日15時に長崎県庁へ知事からの説明を求めるべく押しかけること

2. 皆さまへのお願い

言語道断の事業認定をものともせず、13世帯約60名の皆さんは「石木ダム事業に絶対渡さん」と日常生活を続けることを宣言しています。強制収用以外に手立てを失った長崎県・佐世保市を階段から下ろすには、「無駄な石木ダム事業は中止せよ。強制収用なんてとんでもない。」という県民世論・市民世論が一番有効です。そのためには13世帯約60名の皆さんと連帯した、弁護団・住民運動体が相互にリンクした広範な活動、経過次第では法廷闘争が必要です。

現地のみなさんのこれらの活動を私たちは精一杯支援したいと考えます。皆さまに三つのお願いがあります。その一つは「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」へ参加いただくことをお願いする次第です。二つ目は長崎県知事と佐世保市長へのことあるたびの抗議文もしくは意見書・要請文の送付です。三つ目は石木ダム建設絶対反対同盟をはじめとした現地の活動への激励です。

① 「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」へ参加願い

「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」は2013年4月23日、石木ダム中止を求めて40年以上にわたって闘っている石木ダム予定地の住民13世帯約60名を守り抜くことを目的に、水源連内に設置されました。共有地運動で皆さんから寄せられた浄財・約67万円を活動資金としています。浄財を提供頂いた多くの皆さまにこの場を借りてお礼致します。



これまでに、共有地運動（登記を含む）、署名活動、事業認定処分不服審査請求呼びかけと提出、石木ダム対策弁護団発足の支援、長崎県知事への公開質問書作成・提出の支援、弁護団会議への出席、チラシの作成・配布等を行ってきました。そのため、この活動資金も残金が10万円程度になっています。

今後とも、

- ・石木ダム建設絶対反対同盟を支える活動
- ・石木ダム対策弁護団、石木ダム事業反対運動団体との連携
- ・石木ダム対策弁護団会議出席
- ・石木ダム状況を広く伝える

等の活動を継続・拡大していきます。

同封のチラシもご参照の上、同封の「石木ダム建設絶対反対同盟を支える会」口座の振替払込票を用いて本会の会員になっていただくこと、もしくは賛同カンパをお寄せいただくようお願いいたします。振替払込票には今後の連絡のため、メールアドレスもしくはFAX番号もご記入ください。

特に、共有地権者になられた皆さまには会員になっていただくと共に、この先、訴訟を起こす際の原

告にもなっていただきたく思います。提訴・原告募集に至りましたらお知らせしますので、よろしくお願いたします。

□

水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会 会則

- 1：名称 水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会
- 2：目的 石木ダム建設絶対反対同盟を支援し、その生活と地域社会を石木ダム事業から守る。
- 3：事業 目的を達成するための下記事業
 - 1.石木ダム事業計画の問題点を広く内外に伝える
 - 2.石木ダム共有地権者の相互連絡
 - 3.石木ダム建設絶対反対同盟からの要請に応じた活動
 - 4.石木ダム対策弁護団と市民団体の相互連携に資する活動
- 4：事務局 横浜市港北区下田町6-2-28
- 5：会員 本会の目的に賛同する個人もしくは団体
- 6：役員 代表、事務局長、会計をおく。
- 7：会議 総会で意思決定、実施については事務局会議がおこなう。
- 8：財源 個人会費、団体会費、カンパ

連絡先 水源連事務局内

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話 045-877-4970

メール mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

② 長崎県知事・佐世保市長へのことあるたびの抗議文・意見書・要請文等の送付

現地ですさまざまな行動が持たれます。その都度その状況を皆さまにお伝えするよう努力いたします。場合によっては長崎県知事・佐世保市長へ抗議文・意見書・要請文等を送付して下さい。

◎ 送付先

➤ 国土交通省九州地方整備局

局長 岩崎泰彦

住所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

電話番号：092-471-6331（代表） Eメールアドレス：kikaku@qsr.mlit.go.jp

➤ 長崎県庁 知事

中村法道

〒850-8570 長崎市江戸町2-13 電話 095-824-1111（代表）

知事への提案 URL

https://eap.pref.nagasaki.lg.jp/kv2/index_pc.php5?FORMNO=42000G00001085ibS&SETUID=SSL>

土木部河川課 川内俊英 企画監

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

➤ 佐世保市役所 市長 朝長則男

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号 TEL/ 0956-24-1111 (代表)

市長への手紙 URL

<https://www.city.sasebo.nagasaki.jp/mailmayor/emfmayorinput.jsp>

③ 石木ダム建設絶対反対同盟をはじめとした現地の活動への激励

現地の皆さんへの激励はとても大切なことです。特に石木ダム建設絶対反対同盟13世帯の皆さんを全国から支援していることを折に触れ、お知らせ下さい。「全国の皆さんに支援していただいている。ありがたいことです。私たちだけではこれまでやってこれませんでした。」が同盟の皆さんの気持ちです。

➤ 石木ダム建設絶対反対同盟 連絡先

〒859-3603 長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷1249-1 岩下和雄 様

メールアドレス k-iwashita@road.ocn.ne.jp

長崎新聞 2103.11.9

2013.11.9 長崎.NP

「ただ住み続けたいだけ」

石木ダム阻止へ全国集会

住民ら330人 決意も新た



約330人が参加した石木ダム建設反対の全国集会
＝長崎市平野町、長崎原爆資料館ホール

県と佐世保市が東彼杵川棚町に計画している石木ダム建設事業の阻止を目指す全国集会（実行委主催）が9日、長崎市内で開かれた。ダム建設に反対する地権者や地元住民ら約330人が参加した。

全国集会は、石木ダム建設絶対反対同盟など県内6団体が実行委を組織し、水源開発に反対する全国各地の市民団体の連絡組織、水源開発問題全国連絡会が共催。藤澤秀雄実行委員長は「県も佐世保もこまかしたらけ。国に提出した資料の全面差し替えを求めたい」と語った。

建設予定地の川原地区に住む石丸穂澄さん(31)が自作の電子紙芝居を使い、「水は足りている」「ダムを建設しても洪水は防げない」と説明。地権者を代表し、小学2年から反対運動に参加している松本好央さん(38)は「僕はただ、生まれ育ったこの地に住み続けたいだけ。大好きな自然を子どもたちに残したいだけ」と訴えた。佐世保市民や、群馬県・八ツ場ダムの反対運動メンバーも思いを語った。

参加者は「事業認定取り消し」などを盛り込んだ大会宣言を採択後、長崎市内を反対パレードした。

(山下陽平)

山形県が漁業権更新の条件にダム問題を絡ませ不当な圧力！

2013年12月26日付け山形新聞

小国川漁協の漁業権更新

県委員会答申 年内にも10年免許

県が計画する最上小国川ダム（最上町）建設に反対する小国川漁協（舟形町）の漁業権問題で、県内水面漁場管理委員会（会長・伊藤健雄、山形大名薮教授）は25日、県から諮問された同漁協を含む17漁協の免許更新を認める内容の答申をまとめた。県は年内に、来年から10年間の有効の免許を与える予定で、同漁協を巡る漁業権問題は決着した。

県の若松正俊農林水産部長は「条件への十分な理解が得られていないか疑義があった更新の条件とした」「公益」だが、順守してもらえと上必要な行為への配慮」について、県と小国川漁協が話し合いを進めていることが大きく報じられ、心配をかけた」と陳謝。同漁協の免許更新を諮問した理由として、五十嵐和昌水産課長

県の対応 誠実だったか

県は今回、「公益への配慮」を条件に小国川漁協の漁業権の免許を更新する代わりに、最上小国川ダム建設に反対する同漁協を交渉の席につかせる大きな「担保」を手にした。膠着状態が続くダム問題を前進させたいのだから、一連の県の対応が誠実と言えぬかには疑問符がつく。漁協によると、7月に最初の免許更新を申請して以降、更新されない可能性を

嵐課長が「県の説明を聞く、話し合いに依る。計画のための調査や測量を妨げない、という」と答えただけで、それ以上の議論はならなかった。会合終了後、問題の発端となった「公益」上必要な行為への配慮」を漁業権の免許更新の条件として認めたことについて、伊藤会長は「漁業法に載っている」と問題がないことを強調した。小国川漁協の免許更新に影響を与えたことについては、「県に聞いてほしい。私の立場でコメントはなして述べるとまとめた。同漁協の沼沢勝壽組合長

告げられたのは、11月末。県は「春に説明した」と主張するが、漁協にとっては死活問題だけに、もっと丁寧に理解を求める姿勢が必要だった。

「開発官庁」と、事業による影響から利害関係者を保護する「規制官庁」の側面を併せ持つ。大きな権限を持つ知事が、許可を盾に反対勢力に圧力をかけ、自らの施策の実現を図ろうとすれば、「強権的」とのそしりは免れない。

吉村知事は、最上小国川の治水対策の必要性を強調してきた。「水害に悩む赤倉地区の住民に安全と安心を」という思いに偽りはないだろう。だが今回、もう一方の当事者の漁協に対して、知事が最も重視する「対話」が十分に行われたとは、県民の多くは思わないのではないかと。ダムが最善の方法と信じながらも、今後も粘り強く交渉し当てるべきだ。（宮本清史）

—2014年1月4日の草島進一氏からのメールより—

小国川漁協は一步も譲らずダム反対を貫く。WEB反対署名賛同者募集中 年末の小国川漁協の漁業権の許認可を盾にしてダム容認を県が迫った問題について 山形県議会議員 草島進一です。

12月17日、私が同僚議員に促して「県内17漁協の2014年1月1日の漁業権の更新が問題なくできるか」と聞いてみて、と促したところ、

県は案の定、小国川漁協だけ更新できるかどうか解らず、公益性の配慮を求めていると発言。そこから18日山新一面「漁業権、失効の可能性」と報じられました。その後、県は19日、報道が注目する中、漁協からの申し入れと記者会見を、漁協に直前に踏み込むことで阻止、乗っ取った記者会見で事実と違う事「説明を受ける。話し合いにつく、ダムを前提とした測量や環境影響調査を妨げない。の3条件を漁協に3月位から伝え答えを待っている旨報道陣に吹聴。20日の報道を見て事実と異なる事を感じた漁協が再度申し入れに行こうとするとそれを察知した県は再び漁協に乗り込み更にそれを阻止。しかし、漁協はその後3時に会見で姿勢を示し、守る会も声明と要請を提起。22日県農林水産部長が漁協に来て協議、23日に漁協が回答書を提出。24日知事記者会見で記者が「漁業権許認可を盾にしたダム強要では？」「漁協が望むダムによらない治水を検討する可能性は？」と問う。その後26日最上町40人で知事に陳情。27日草島、「県職員の虚偽」等2つの公開質問

状への回答を求め農林水産部次長、水産課長の言動を録画。とこうした一連のことがありました。

結局、知事も会見でダム建設と漁業権更新の許認可との関連性について「まったく繋がっていないというのはあたらなと思っています」と答えており、明らかに漁業法違反の可能性があります。

いずれにしても県が不当な圧力を漁協にかけて、ダムを強いる恐喝行為をおこなったということに違いないと考えます。

この事については、憲法で保障されているはずの財産権を侵害し、漁業法にも抵触すること、そして漁協に対して恐怖と不安に陥れたという事への責任について、私としてはまずは謝罪することを申し入れたいと考えています。

それから、皆さんご心配の漁協の姿勢についてですが、一部メディアの情報では「譲歩した」などの報道がされていますが、本人たちは、全く譲歩などした覚えはないと主張しています。協議はこれまでも受けて立ってきた。しかし、ダムありきの協議や協定などといった事には、18年の反対決議があるから粛々と断ってきた。県はただ県の論調を繰り返すだけだった。だから今般協議をしようと言ったのは、これまで無視され続けてきたり、「やれない理由」しかつけてこなかった「ダムに依らない治水」について協議をしようと言う意味だ。との事です。

漁協が提出した回答書は添付のとおりであり、この段階で3条件は知らされていないので、ふれられておらず、最後に治水策として以下のべられております。

————以下引用————

最上小国川の治水対策について

最上小国川はダムのない川であるが故に、ことさら「清流小国川」として広く知れ渡り、最上町と舟形町のかけがいのない観光資源であり、流域の人々に計り知れない多くの恵みをもたらしていることは誰もが認めることであります。

小国川漁業協同組合は、川に生息している魚族の生態系を守ること及び繁殖保護に努めることを使命として、永年努力してきております。

ダムが造られれば、これまでの自然環境に変化を及ぼし、特に河川の生態系に悪影響が及ぶことを回避することはできません。生息している魚族の生態系を守り、これらの増殖保護を行いながら良好な漁場を維持していくことを使命とし、豊かな自然環境を後世に引き継ぐため努力している私共小国川漁業協同組合は、ダム建設を看過することはできないのです。

小国川に育っている魚種は、質、量とも一級品として多くの人々から認められ、自然豊かな素晴らしい川として羨望され、たくさんの釣り人が訪れるのです。

恵まれた自然環境は、人の手によって造られたものではありません。多くの豊かな漁場があり、「清流小国川」として広く世間に認められている大きな観光資源を未来に引き継ぐためにも、最上小国川の治水対策はダムに拠らない対策を要望します。

以上のとおり、志高き漁協は一步も譲歩せず、ダムに依らない治水策をひたすら求めているのです。

1月2日、署名サイトを立ち上げました。

水源連の皆様、ぜひご賛同、コメントをお寄せ下さい。

よろしく願います。以下、アクセスしてください。change.orgです。とりあえず1万人。その後、10万人を求めて参ります。

<https://www.change.org/ja/キャンペーン/東北一の鮎釣りの清流-最上小国川にダムをつくらないで>

——2014年1月17日の草島進一氏メールより——

水源連の皆様

山形県議 草島です。年末の暴挙に続いて、山形県のやり方はおかしすぎる！ご報告します。

本日1/17 午前9時より小国川漁協に山形県農林水産部と県土整備部が来て、1時間半にわたり会合。

今後の打ち合わせの方法について協議したとのこと。

今後の協議について、

構成メンバーとして

●県土整備部長●県農林水産部長●最上町長●舟形町長●最上総合支庁長●赤倉町内会長●産地協議会会長
と小国川漁協2名

会議は非公開。(冒頭だけマスコミがはいる) というような要求。

とのことを関係者からうかがいました。

その会議では漁協側から「これまでダムありきでおこなってきた会議と同じじゃないか」と非難する声

「ダムに依らない治水の論者 大熊孝先生らを協議にいらしてほしい」との要望もあったとのこと。

本日は双方内容を持ち帰り検討とのこと。ただし1月末までには第一回会合をおこないたいとの事でした。

漁協が平成13年の流域委員会小委員会、懇談会から、いかに孤立させられ、30対2とか10人中9対1というような袋たたきのような会議をしてきて、あまりのダムありき論に我慢できず辞めたという経緯や、検証委員会でも河川工学者皆無、などという状態で進んできたといくことを、全く踏まえていない、不当なものであると考えました。

この問題は、地域の一部の人たちだけの話ではなく税を支払う県民、国民の問題であると考えます。

非公開でやれる道理はありません。

ぜひ全国からも声をあげていただければと思います。何卒よろしくお願い申し上げます。

山形県議 草島進一

(山形新聞2014年01月18日10:50)

最上小国川ダム、県と漁協が協議へ06年以来、今月下旬にも開始

http://yamagata-np.jp/news/201401/18/kj_2014011800396.php

最上町の赤倉温泉上流に建設予定の最上小国川ダムについて、県と小国川漁協(舟形町)は17日、地元住民や関係自治体へ交えた協議を、早ければ今月下旬にも開始することを確認した。ダム建設に絡み、県と同漁協が公式な協議の場に着くのは2006年以来。県河川課によると、協議の構成メンバーは県と同漁協のほか、舟形町、最上町、最上町赤倉地区の住民らを想定。

最上小国川の治水対策をテーマに関係者の考え方を聴くとともに、県側がダム建設に対する理解を求めていく。同課は「ダム建設に対する理解を得た上で、本体工事に着工したい」としている。

最上町が1987(昭和62)年、ダムによる治水対策を県に要望したのを受け、県は2006年「流水型ダム(穴あきダム)」の建設を決めた。

09年に国が事業継続の是非を検証対象としたが、県は再検証の結果、11年に「ダム案が最良」との方針を決定。同年9月に用地測量などに着手し、13年度は工事用道路の整備などを行っている。

漁協は06年11月の総代会で「穴あきダムによらない治水を求める決議」をしてから、県側とダム計画に絡む公式な協議には応じていなかった。

2014年1月20日

山形県知事 吉村美栄子 様

「ダム検証のあり方を問う科学者の会」

呼びかけ人

今本博健（京都大学名誉教授）（代表）
川村晃生（慶応大学名誉教授）（代表）
宇沢弘文（東京大学名誉教授）
牛山積（早稲田大学名誉教授）
大熊孝（新潟大学名誉教授）
奥西一夫（京都大学名誉教授）
関良基（拓殖大学准教授）（事務局）
富永靖徳（お茶の水女子大学名誉教授）
西薊大実（群馬大学教授）
原科幸彦（東京工業大学名誉教授）
湯浅欽史（元都立大学教授）
賛同者 125人

連絡先

〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14 拓殖大学政経学部

関良基 気付 「ダム検証のあり方を問う科学者の会」

電話：090-5204-1280、メール：yseki@ner.takushoku-u.ac.jp

FAX：042-591-2715

最上小国川ダム計画に関する意見書

「ダム検証のあり方を問う科学者の会」は、ダム事業の科学的な検証を求めて科学者11名が呼びかけ人となって2011年11月に発足しました。今まで、各地のダム計画に関して国土交通大臣および「今後の治水のあり方を考える有識者会議」の委員等に対して意見書等を提出してきました。

山形県は最上小国川ダムの本体工事に着手することを企図して、昨年暮れには、ダム計画に反対する小国川漁業協同組合に対し、漁業権免許更新の権限を振りかざして、交渉のテーブルに着くことを強制しました。漁業権の免許は漁業上の総合利用を図って、漁業生産力を維持発展させ、漁業調整を行うために出されるものであり、免許更新の条件としてダム計画への同意を迫ることは明らかに権限の逸脱であり、あってはならないことです。

今年1月末には小国川漁協と山形県の交渉の場が強引に設定されようとしています。東北一のアユ釣りの清流、最上小国川の清流を守るために、ダム計画絶対反対の意思を示している小国川漁協に対して山形県が形振り構わず、公権力をもって翻意を迫ろうとしています。

このダム計画は下記に述べるように、科学的に検証すれば、本来は不要なものであり、流域の安全を守る上でむしろマイナスになるものです。

山形県がダム計画に反対する小国川漁協を公権力で屈服させるという理不尽なことがあってよいのでしょうか。私たち科学者の会はこのような事態を看過することができません。そこで、今回、吉村美栄子知事に対して、最上小国川ダム計画に関する意見書を提出することにしました。吉村知事が本

意見書を真摯に受け止め、最上小国川ダム計画の抜本的な見直しをされることを切望いたします。
最上小国川ダム計画に関する私たちの意見の要点は下記のとおりです。

記

1 最上小国川ダム計画は科学的な検証がされたことがない

最上小国川ダム計画は今まで手続き面では、2007年1月策定の最上圏域河川整備計画でダム事業として位置付けられ、また、2010年から2011年にかけて行われたダム検証によって事業継続が妥当という評価がされましたが、いずれも、最上小国川ダムが先にありきの検討・検証であり、科学的な視点からの検証は皆無であると言わざるを得ません。河川整備計画策定のための最上川水系流域委員会は河川工学者がダム治水論者のみで、ダム検証のために開かれた公共事業評価監視委員会は河川工学者が皆無でした。最上小国川の治水のあり方と最上小国川ダム計画の是非について、行政の立場とは別の第三者による真に科学的な検証が行われたことがありません。

「科学者の会」の今本と大熊はこれまで最上小国川の現地に入って治水のあり方を検討してきていますが、その私たちの目からすれば、山形県による最上小国川の治水計画は最上小国川ダムを造ることが自己目的化したものであり、流域住民の安全を守ることができないと判断せざるを得ません。

ダム治水論の河川工学者とダムのよらない治水論の河川工学者が公の場で真つ当な議論ができる委員会を設置して、治水計画を根本から見直すことが必要です。

2 赤倉温泉周辺の河床を高い状態に放置することは氾濫の危険を招く

最上小国川の過去の洪水で氾濫があったのは、赤倉温泉周辺であり、この付近の治水対策を確立することが肝要です。この治水対策として山形県が計画しているのは上流に最上小国川ダムを建設して、その洪水調節で水位を下げることであり、赤倉温泉周辺の河床はほぼ現状のまま維持することになっています。しかし、この周辺の河床は土砂堆積が進んでかなり高くなっており、このまま放置することは危険です。河床が上昇して最上小国川の水位が高いために豪雨時には周辺で降った雨水が吐き切れずにいわゆる内水氾濫を起こしていることが少なくありません。この周辺の氾濫は最上小国川からの外水氾濫よりも、内水氾濫が大半を占めています。

最上小国川の治水対策の根幹は、河床を大幅に掘削することが必要であって、河床を下げれば、最上小国川ダムなどなくても、最上小国川からの越流による氾濫も、内水氾濫も防ぐことができるようになります。

山形県は河床を掘削すると、赤倉温泉の温泉湧出量が減るから、実施できないと主張しています。しかし、次の3で述べるように、赤倉温泉の温泉湧出量を維持した上で、河床の大幅な掘削をすることは可能なのであって、山形県は最上小国川ダム推進の理由が失われることを恐れて、その検討を意図的に避けようとしています。

赤倉温泉の温泉湧出量維持をいう名目で、赤倉温泉の周辺を氾濫の危険がある状態に放置するのは本末転倒であると言わざるを得ません。

3 河床を掘削しても赤倉温泉の温泉湧出量を維持することは可能である

最上小国川の赤倉温泉周辺の河床がかなり高くなっており、上述のようにそのことが氾濫の危険性をつくり出しています。河床が高いのは赤倉橋のすぐ上流に約2mの高さのコンクリート堰があって、

それが土砂の流下を妨げているからです。このコンクリート堰はかつては木製の堰であって、洪水があれば、壊れるため、土砂が堆積することがありませんでした。しかし、近年、山形県がコンクリート堰にしたことにより、土砂堆積が進み、上昇した河床面で床止めもされるようになっていきます。

この河床を掘削して河川の水位を下げると、赤倉温泉の温泉湧出量が減るとされています。本来は深層部から湧出する温泉と、河川水とつながる浅層地下水は全く別物であって、河川水位が温泉湧出量に関係することはないのですが、赤倉温泉の場合は岩盤の割れ目（裂罅（れっか））から出た温泉が浅層地下水面上に乗るという特殊な地質構造になっているため、浅層地下水につながる河川水の水位で、温泉の湧出量が変化することがあるようです。そこで、湧出量を維持するために昭和初期頃に木製の堰が設置されたようです。

それならば、浅層地下水の水位を維持できる手段を講じればよいのです。コンクリート堰を撤去し、堆積土砂を掘削して河床を低下させて床止めをやり直す一方で、温泉付近は河道内の護岸近くに小幅の水路を設けて河川水を流し、浅層地下水の水位を維持する方法をとることが考えられます。その他に、コンクリート堰の代わりに洪水時には自動的に倒伏する転倒堰を設置し、洪水時以外は河川水位を高くする方法もあります。

そのような方法を導入すれば、河床を掘削しても赤倉温泉の温泉湧出量を維持することは可能なのですが、山形県は最上小国川ダム の否定につながる方策には一切触れようとしません。

4 穴あきダムは環境に大きな影響を与え、治水対策としても有効ではない。

山形県は、最上小国川ダムは穴あきダムであるから、環境にやさしいと、しきりに宣伝していますが、決してそうではありません。

第一に、穴あきダムは、魚が自由に行き来する単純な構造ではありません。洪水時に勢いよく水が流れるのを食い止める構造物（減勢工）がダムの下流直下にあり、魚が上って行くには、減勢工などを通して穴に向かわなければならず、これらが障害になる可能性があります。

第二に、既設の穴あきダム（島根県の益田川ダム）を見ると、土砂が予想以上にダムに堆積しています。特に粒度の大きい砂礫はダム上流部に堆積しやすいため、下流への砂礫の供給が減ると、ダム下流の河床は泥質化が長期的に進み、砂礫の中に産卵する魚の生態に影響が出る恐れがあります。小国川漁業が最上小国川ダムに対して断固反対の姿勢を堅持しているのは、そのようにアユ漁業にとって看過できない問題が引き起こされることが予想されるからです。

また、穴あきダムは肝心の洪水時に役立たない恐れがあります。特に洪水が間隔を置かずに続いて来るケースは危険です。通常のダムは、職員がゲートを操作し、最初の洪水でたまった水を必死に放流して次の洪水に備えますが、穴あきダムでは、小さな穴から自然に任せて少しずつしか放流できないため、最初の洪水を処理しきれないうちに次の洪水が押し寄せ、水がダムから一気にあふれて被害が拡大することも予想されます。

さらに、穴あきダムで大雨で山腹が崩壊すれば、流木や岩が絡み合い、穴をふさいでしまう恐れもあります。

このように、環境の面でも治水対策の面でも問題が残されているのが穴あきダムなのです。

私たちの意見の要点は以上のとおりです。

以上の意見を踏まえて、吉村知事があらためて最上小国川ダム計画の抜本的な見直しについて賢明な判断をされることを強く期待いたします。

以上

淀川水系の丹生ダム計画が中止へ

淀川水系の丹生ダム計画が中止になる見通しになりました。これまで長い経過がありました。

このダム計画が浮上したのは1972年、淀川水系フルプランに組み込まれたのは1982年です。その頃、私（嶋津）は「河川・湖沼と海を守る全国会議」の一員として現地に行ったことがあります。当時のダム名は高時川ダムでした。

そして、1992年にダム計画が決定し、96年に水没予定地40世帯の移転が完了しました。大半は同じ余呉町の集団移転地に移転しました。

2000年代に入ってから、利水予定者の大阪府・京都府・阪神水道企業団が水需要の低迷で撤退を表明して、淀川水系流域委員会が中止が妥当の意見を出し、さらに脱ダム派の嘉田由紀子滋賀県知事が登場するなどの経過があって、ようやく中止に至りました。

丹生ダム建設中止へ 近畿地方整備局がコスト検証（京都新聞 2014年01月16日 22時40分）

<http://www.kyoto-np.co.jp/politics/article/20140116000156>



近畿地方整備局と水資源機構は16日、長浜市の高時川上流で計画している丹生（にう）ダム建設事業に関して、治水や洪水対策の目的別にコストなどを分析した結果、「ダムは有利ではない」との最終的な検証結果をまとめた。

同日、滋賀県や長浜市など関係自治体を集めた会議でも確認した。丹生ダム建設は計画から半世紀近くを経て、中止される見通しとなった。

整備局などは「治水」「流水機能維持」「異常洪水時の水の補給」の三つの目的別に、ダムを含む複数の対策案を検証した。戦後最大の洪水を基準とする治水では、ダムを建設せず、姉川と高時川の河道掘削や川幅の拡幅などを進める案が

80～140億円で、ダム建設の246～339億円よりコスト面で優位だった。

川の流れが途切れる「瀬切れ」を防ぐ流水機能維持でもダム案はコスト面などで有利とならなかった。一方、異常洪水対策ではダムが有利となり、目的別に評価が分かれた。

最終的な評価では、下流の京都府、大阪府などが異常洪水対策を不要としている状況を踏まえ、「ダムを含む案は有利ではない」と結論を出した。

同日、大阪市内で開かれた会合で府県や市に説明があった。ダムだけに頼らない治水を重視してきた嘉田由紀子滋賀県知事は「国の判断で中止するなら、国直轄で治水対策を実施してほしい」と要請。早期建設を求めてきた藤井勇治長浜市長は「誠に無念」と述べた上で、「誠心誠意、地元が納得するよう対応し、国が河川改修に責任を持ってほしい」強調した。京都、大阪、兵庫各府県などは評価を了承した。

池内幸司整備局長は「意見は重く受け止める。ダムに代わる治水対策を直接実施するのは難しいが、改修事業などはできるだけの支援をする」と述べ、中止の方向で対応方針案をまとめる考えを示した。国土交通省が進めるダム検証事業では、これまでに83事業中20事業が中止を決めている。12年に中止となった県営北川ダム（高島市）も含まれている。

裁判官が内海ダム視察

香川 再開発認定取り消し裁判

香川県小豆島の内海ダム再開発事業の認定の取り消しなどを求めた裁判で、福田修久裁判長が内海ダムの現地をこのほど視察しました。

山西克明原告団長ら原告と弁護団、被告の

併賛団、県職員が同行し、「水は十分足りている」根拠となっている吉田ダムや寒籠深山頂、別当川流域を廻りました。

ダムえん堤では地元住民が視察を募りまわした。原告団の北村亜矢子弁護士は「えん堤が長く、えん堤の真下に民家もある。山をつまぐように造られたえん堤だ」と危険性を説明しました。

やりとりを兜守った楠本イトエさん(92)は「きれいな景観を壊



内海ダムえん堤を視察する参加者(左は山西原告団長)

してまで造ったダムであることをぜひ裁判官には見てほしい」と話しました。

地下水濁りコイ死ぬ

香川・小豆島の内海ダム裁判証人尋問

香川県小豆島の内海ダム再開発事業の土地収用法に基づく事業認定の取り消しなどを求めた裁判(湯松地裁、福田修久裁判長)で16日、山西克明原告団長らが証人尋問にたちま

山西団長は、1974・76年災害の状況と、その後も別当川流域住民から再開発の要望はなかったこと、実生活で水不足を経験したことではないことを結

完成後の環境の変化

について、夏の夜に冷たい風が吹かなくなったりことや寒籠深の環境が悪化したこと、井戸水の濁りやにおいの類が、地下水で飼っていたコイが死ぬなど証言しました。

そのうえで「一人の反対もいなくなるまで工事はしない」と言っていたのに、力づくで進められた。親戚づきあいのような仲だった集落が「賛成、反対」で色分けされ、お互い敵味方の関係になった。裁判長、これをどうしたらいののしいのか」と訴えました。

治水問題で鳴津陣之水源開発問題全国連絡会共同代表が証言。鳴津代表は「県は治水計画がかなり過大」「県の基本高水(きほんたかみず)が実績よりかなり過大」なことを、独自の流量計算で示し「大切な河川改修がおざなりにされている。住民の命を守るのに何が必要か、治水計画を一から作り直すべきだ」と強調しました。

内海ダム不要必ず証明

来月「待ちに待った」証人尋問

香川県小豆島町の内海(うらのみ)ダム再開発計画の土留収用法に基づく事業認定取り消しなどを求めた裁判は、湯松地裁(福田修久裁判長)で10月21日に証人尋問に入ります。(香川県・浜崎好人)

内海ダムの再開発事業の是非を問うこの裁判は、再開発地域の土留所有者や立ち木トラストの権利者など

122人が09年6月に開設。これまで、湯松を中心とした証拠の提出や反論が4年にわたり行われてきました。

治水・利水は誤り

県は、再開発の目的を治水と利水としています。多くの死者や被害を出した1974年、76年の台風被害に耐えられる洪水調節と小豆島町に新たに1000立方メートルの水を取水

西日本

レポート



小豆島・再開発取り消し訴訟



証人尋問に向け争点を確かめあった原告と弁護団＝9月31日、小豆島町

証人尋問に向け争点を確かめあった原告と弁護団＝9月31日、小豆島町

内海ダムでは試験治水(たんすい)がはじまり、本格的な運用に向けた最終段階です。谷脇弁護士は裁判の進捗を「完成しているダムも不思議では無い」と話します。

山西さんは「待ちに待った証人尋問。一人でも多くの証人に事実を知ってもらいたいです。血税で造られたダムの不当性を聞いてもらいたい」と話しています。

内海ダム再開発裁判の新聞記事

内海ダム再開発(新内海ダム)事業認定取り消し訴訟の裁判が最終局面を迎えています。今年3月末の口頭弁論で結審となり、5月～6月に判決が出る見通しです。

しんぶん赤旗 2013年9月26日、12月12日、18日の記事を掲載します。

山口県岩国市での「平瀬ダムは本当に必要か」の講演会

嶋津暉之

昨年11月30日(土)に山口県岩国市で「平瀬ダムは本当に必要か」の講演会があり、平瀬ダムの必要性の有無と問題点、錦川について流域市民がこれから取り組むべきことについて話をしてきました。

主催は「美しい錦川を未来に手渡す会」(代表 吉村健次さん)です。当日は約70名の方が参加されました。井原すがこ県議会議員、姫野敦子岩国市議会議員、松田一志日本共産党岩国市委員長なども参加され、終盤では、前回の山口県知事選に出馬された飯田哲也環境エネルギー政策研究所所長も駆けつけられました。

平瀬ダムはダム検証でゴーサインが出て、来年度には本体工事が予定されており、厳しい局面にあります。

しかし、錦川と平行して走る鉄道に「錦川清流線」という名が付いているように、錦川は吉村さんの言葉を借りれば、日本一の清流であり、その素晴らしい清流を平瀬ダムの建設で台無しになってしまうことを看過することはできません。本体工事に入ってから中止になったダムもありますので(例、大阪府の槇尾川ダム)、たとえ本体工事が始まって平瀬ダムの中止を訴え続けなければなりません。

その観点でお話をさせていただきました。

講演のスライドは水源連ホームページに掲載しましたので、ご覧ください。

<http://suigenren.jp/news/2013/12/02/5177/>

講演のスライド(上)(日本のダム問題の経過)

講演のスライド(下)(平瀬ダム問題を考える)

平瀬ダムの問題点については次の3点をお話ししました。

(1) かけがえのない自然の喪失

猿飛びの石庭、木谷川の清流など、素晴らしい自然が失われてしまいます。猿飛びの石庭は名勝に指定されていたところで、20,000㎡に及ぶ一枚板の合間を縫って、深淵急流が交互に織りなす景色は、風流人の心を魅了し、一幅の名画にも勝るものがあります。

また、平瀬ダムサイト予定地の直上流に注ぐ木谷川は、その流域にブナ林をはじめとした自然林が多く残されており、その透明度は群を抜いています。

(2) 水質の悪化

平瀬ダムは栄養塩類(窒素、りん)の濃度が環境基準を大きく超えることが予想されるので、浮遊性藻類の異常増殖による水質悪化は避けられません。

(3) 流域住民の安全性の問題

今後の河川予算の86%を平瀬ダムに投じる、平瀬ダムに専ら依存する河川行政で錦川流域の住民の安全を本当に守ることができるのでしょうか。

① ダムはギャンブル的治水対策であって、ダムの集水域に所定の雨量が降らなければ治水効果がありません。

② ダムが満水になったときは、放流量が急激に増加するため、ダム下流の住民の避難が間に合わない事態が生じることがあります。また、ダムからの放流量増加が下流の水位上昇時に重なると、洪水を増幅させます。

③ 河川予算のほとんどを平瀬ダム事業に費やすため、本来必要な河川改修がなおざりにされています。

———第20回水源連総会資料抜粋———

I 事務局からの報告

1. 全体の状況

今年度は水源連発足して満20年になります。

発足以来、多くの問題に取り組んできました。

発足当初の課題は苦田ダム、足羽川ダム、徳山ダム、八ッ場ダム、思川開発、川辺川ダム、細川内ダム、渡良瀬第二貯水池、松倉ダム、新月ダム、辰巳ダム、石木ダム、新内海ダムなどでした。現在まで続いている事業もあります。とりわけ石木ダムは事業認定が下りてしまい、水源連のみなさんとともに13世帯60人の地元住民の生活を守り抜くことが急務の課題になっています。

皆さんの運動が結実して中止を勝ち取ることができたダム等事業もたくさんあります。

千歳川放水路（北海道）、松倉ダム（北海道）、新月ダム（宮城県）、渡良瀬第二貯水池（栃木県等）、相模川水系建設事業2期（神奈川県）、清津川ダム（新潟県）、佐梨川ダム（新潟県）、下諏訪ダム（長野県）、蓼科ダム（長野県）、矢作川河口堰（愛知県）、紀伊丹生川ダム（和歌山県）、細川内ダム（徳島県）です。足羽川ダムも当初予定されていた事業は中止させましたが、当初の予定地（旧・美山町）の上流、池田町にダムサイトを変えて治水ダムとして建設することになってしまいました。

2009年の政権交代で「コンクリートから人へ」「できるだけダムに依存しない治水・利水」へと政策転換が一步踏み出したのですが、民主党政権は抵抗勢力への対応ができず、「ダム事業を見直したがやはりダム」という状況に陥っています。ダム事業の検証は、事業見直しどころか、寝た子を起こすように休止状態であったダムまで推進に向かわせる役割を果たしています。

国土強靱化の旗を振り上げた自公政権が確立するや、脱デフレと称して、2012年度補正予算と2013年度予算をセットにした公共事業バラマキが始まりました。

リニア新幹線、整備新幹線の前倒し、未整備の高規格道路の復活、等々、無用な公共事業のオンパレードです。

私たちはこのような状況にめげることなく、地域社会破壊と自然破壊を食い止め、少子化が進行する将来の子供たちに負の遺産を残さぬように、多くの皆さんと連帯の枠を大きく広げて闘っていきたいと思います。

水源連内に二つの課題があります。

先ず第1はまったく無駄な石木ダム事業によって生活の場を奪われようとしている石木ダム建設絶対反対同盟13世帯の皆さんを守り抜くことです。

次は「検証したけどやはりダム」とされた事業にストップをかけることです。

以上の課題克服に向けて、この総会で充実した討議を行いましょう。

① 「見直したがやはりダム」当該事業、予算の大判振る舞い

何と言っても2012年冬の政権交代で始まった、強靱化と脱デフレと称した公共事業のバラマキを問題にしなければなりません。その影響がダム関係にも如実に表れています。

◇ 公共事業予算の大判振る舞い

年度末補正予算と新年度予算をセットにしてみると、安倍内閣になってからの公共事業バラマキの実態が浮き彫りになります。次ページの表をご覧ください。

2012年度補正予算と2013年度予算の合計について、2011.3.11東日本原発大震災前の2010年度補

正予算と2011年度予算の合計、および、東日本大震災の翌年度であるため、災害復旧等事業費が突出して大きくなっている2011年度補正予算と2012年度予算の合計を比較してみます。

2012年度補正予算と2013年度予算の合計が2010年度補正予算と2011年度予算の合計の35%増、さらには、2011年度補正予算と2012年度予算の合計を3,000億円も超えています。

安倍政権になってから公共事業バラマキが明らかに進められています。

公共事業関係費 (当初予算と補正予算)		単位 (億円)					
事項	2010年度 予算額	2011年度予算額		2012年度予算額		2013年度 予算額	
		補正予算	当初予算	補正予算	当初予算	当初予算	
一般会計	補正予算+翌年度当初予算	55,601	74,260		77,096		
特別会計 (一般会計 からの受け 入れを除く)	補正予算+翌年度当初予算	12,173	14,175		14,533		
合計	補正予算+翌年度当初予算	67,774	88,435		91,629		

出典：一般会計は各年度の財務省「財政法第46条に基づく〈国民への財政報告〉」、特別会計は各年度の財務省「予算書情報」の「特別会計」による。特別会計（社会資本整備事業）は治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定の計を示す。

◇ 2009年度に計画中・事業中であったダムのその後(2013年8月27日)

2009年の政権交代時に全国で145のダム事業が計画中・工事中でした。

そのうち、本体工事中、本体工事駆け込み契約、既設ダム改造という理由で、検証対象から外されたダムを除く84ダム事業が検証対象となりました。

ダム検証が2010年秋から始まって3年近く経ち、64ダム事業の検証が終わりました。

検証対象のうち、問題となっているダムのほとんどは事業継続でした。

検証中のダムはあと20ダムです。

2009年度に計画中・事業中であった145ダムのデータを整理して水源連HPに掲載しました。

検証の結果のほかに、2009～13年度の各ダムの予算も掲載してあります。

<http://suigenren.jp/reference/information/>

今総会の配付資料にも添付してあります。

その中で2012年度から2013年度への予算の増額が顕著なダム事業についての一覧表を右に掲載しました。

直轄ダム	前年度比	補助ダム	前年度比
足羽川ダム	8.02	最上小国川ダム	5.50
大分川ダム	2.72	金出地ダム	4.46
サンルダム	7.45	西紀生活貯水池	50.51
小石原川ダム	6.49	和食ダム	2.73
立野ダム	5.92	厚幌ダム	9.16
沙流川総合開発(平取ダム)	5.52	駒込ダム	2.54
成瀬ダム	3.68	河内川ダム	3.13
山鳥坂ダム	13.16	栴川ダム	6.81
中筋川総合開発(横瀬川ダム)	2.13	内ヶ谷ダム	2.55
		石木ダム	2.80
		木屋川ダム再開発	17.20

② 水源連 石木ダム建設絶対反対同盟を支える会 （討議の部で触れます）

2009年11月に長崎県・佐世保市が石木ダム事業に関する事業認定申請を九州地方整備局に提出してから事業認定の手続きが進んでいなかったのですが、急に動きだし、今年3月22・23日に長崎県川棚町公会堂で土地収用法に基づく公聴会が開催されました。

この9月6日には九州地方整備局が不当にも事業認定を下したことで、13世帯皆さんの居住地・家屋と私有地を強制収用する道が開かれてしまいました。

「明渡しに応じなければ強制収用」と13世帯を脅し、地縁血縁を利用しての任意での明渡しを迫ってくる長崎県と佐世保市。このように理不尽な事態になることを看過することはできません。13世帯60人の生活を守り抜くために、反対の輪を大きく広げ、長崎県内に、佐世保市内に「石木ダム不要、石木ダム止めろ」の世論を巻き起こさなければなりません。

水源連は、事業認定処分が下りる前に石木ダム建設絶対反対同盟から共有地運動支援の要請を受けました。

水源連はこの要請を受けとめ、水源連内に「水源連 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」を設立しました。そして、石木ダム建設絶対反対同盟が水没予定地に共有地の設定を企画しましたので、共有地運動への賛同者を全国に募りました。

次いで、事業認定をさせないことと、石木ダム中止を求める署名活動を全国に展開する支援を行いました。

事業認定が下りるや、抗議声明を各方面に明らかにするとともに、石木ダム事業認定不服審査請求を全国に呼びかけました。

これからは世論喚起の運動に加え、事業認定処分に対する提訴にも協力することになります。

今の日本においては、裁判闘争は下に記す運動との連携が不可欠です。

- ① 訴訟の中で様々な問題点を明らかにする、
- ② 川棚町民・佐世保市民・長崎県民・国民に返して問題点の共有を図り、
- ③ マスコミにもしっかりと記事を書いてもらって、
- ④ 「石木ダム不要」「石木ダム中止」の声を巻き起こす、
- ⑤ 佐世保市と長崎県が「石木ダム中止」を決断せざるを得なくなる、

法廷での闘いと運動は石木ダム反対運動を勝利に導く車の両輪です。しっかり取り組みたいと思います。

今後の展開については別掲の図を御覧下さい。

◇ 共有地運動

水源連は石木ダム建設絶対反対同盟の岩下和雄氏から「共有地を設定したいので協力願いたい」と要請を受けました。「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」を事務局内に設置し、4月下旬から6月15日にかけて、共有地の地権者と支援者を全国的に募りました。この運動には全国から合計214名の方から申し込みをいただきました。共有地希望者186名、支援賛同者48名（その内の22名は共有地希望者）、その他カンパを寄せられた方は8名でした。寄せられた総額は673,000円に達しました。このお金は、「水源連 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」が管理し、共有地登記費用、石木ダム建設絶対反対同盟の活動支援に使わせていただきます。共有地の登記は8月31日に終わることができました。

共有地運動 まとめ	2013/ 4月下旬～10/22					同左内訳 カンパのみ
	全応募者	共有地希 望者	共有地+ 支援	支援のみ	その他 カンパ	
全体	214	186	22	26	8	2
長崎県	137	130	17	7		
長崎県長崎市	52	49	7	3		
長崎県佐世保市	54	53	5	1		
長崎県内その他	31	28	5	3		
長崎県外	77	56	5	19		

◇ 署名活動

九州地方整備局には事業認定拒否を、長崎県には石木ダム中止を求める署名活動が、石木ダム建設反対長崎県民の会によって取り組まれています。事業認定が告示された現在は、長崎県に石木ダム中止を求める署名活動に絞って継続されています。とりあえずの期限は10月15日としていましたが、1万名を目標として、期限を11月30日に変更しました。10月13日現在で4,600筆集約されているとのことです。水源連は全国にこの署名への賛同・協力を呼びかけています。

◇ 事業認定抗議声明

九州地方整備局は9月6日、石木ダムの事業認定を告示しました。まったく必要性のないダムであるにもかかわらず、九州地方整備局と国土交通省社会資本整備審議会公共用地分科会は起業者・長崎県と佐世保市の言い分をそのまま追認して「公益性がある」としました。地元住民13世帯の皆さんが生活の場を失う不利益については一言も言及しておらず、全く不当な事業認定です。社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨には、石木ダム事業の問題を的確に指摘した意見ばかりが記されており、それらの意見を踏まえるならば、同分科会の答申は事業認定拒否になるべきでしたが、不可解なことに答申は事業認定を妥当としました。13世帯の住民を守り抜くために、水源連も総力を挙げてこの事業を中止に追い込みたいと思います。事業認定の欺瞞性を明らかにするとともに、長崎県に対しては石木ダム建設中止を、佐世保市に対しては石木ダム事業からの撤退を全国から迫っていきましょう。水源連として、事業認定に対する抗議・糾弾声明を認定庁である九州地方整備局と、起業者である長崎県・佐世保市に送付しました。「長良川市民学習会・導水路はいらない！愛知の会」、「徳山ダム建設中止を求める会」、大阪府「安威川(あいがわ)の治水を考える流域連絡会」、愛知県「設楽ダム建設中止を求める会」もそれぞれ抗議声明を発表し、九州地方整備局と長崎県・佐世保市に送付しました。

各抗議声明は水源連HPの下記URLに掲載してあります。御覧下さい。

<http://suigenren.jp/news/2013/09/07/4615/>

◇ 石木ダム事業認定不服審査請求状況

9月6日に九州地方整備局が石木ダム事業認定処分を告示したことに對して、不服申立てとして、審査請求書を国交省に提出することを特に共有地権者の皆さまに呼びかけてきました。

一つは自分で文案を作成して提出すること、二つは遠藤の審査請求書に審査請求人として名を連ねることです。

その結果、遠藤の意見書に審査請求人として名を連ねた方は90名に達しました。7日には提出しました。

審査請求人90名の内訳等を記します。なお、水源連関係者は14名です。

全体 90 人

長崎県 68 人

長崎県長崎市 20 人

長崎県佐世保市 27 人

長崎県内その他 21 人

長崎県外 22 人

石木ダム建設絶対反対同盟の 65 名の方は連名で、遠藤の意見と同じとする形で、審査請求書を 7 日に提出しました。

- ◇ 徳山ダム・長良川関係の加藤さん・武藤さん・近藤さんは連名で審査請求書を提出しています。
- ◇ 水源連の嶋津さんは公聴会での公述を基にした審査請求書を出しています。
- ◇ 石木ダム建設絶対反対同盟の石丸勇さんが審査請求書を出しています。当事者としての叫びです。
- ◇ 「石木川の清流とホテルを守る市民の会」(長崎市) の会員のお一人が審査請求書を出しています。
- ◇ 佐世保市民のお二人が佐世保市民として何とか真実を伝えたいとして、佐世保市民の視点からの審査請求書を出しています。ご一読下さい。

以上、水源連事務局が把握している審査請求意見書はすべて、水源連 HP に掲載してありますので、下記 URL を御覧下さい。

<http://suigenren.jp/news/2013/10/06/4967/>

○ 参考 : 審査請求の流れ

審査請求書提出

↓

国交省受理

↓

土地収用管理室が審査請求書を九州地方整備局に送付

↓

①九州地方整備局が弁明書を提出

↓

土地収用管理室が弁明書を審査請求人に送付

↓

②審査請求人が反論書を提出

↓

土地収用管理室が審査請求書、弁明書、反論書をそろえて、総務省の公害等調整委員会へ送付

↓

③公害等調整委員会で審議

↓

土地収用管理室が公害等調整委員会の審議結果を踏まえて審査し、その結果を請求人に送付

審査請求人が口頭で意見を述べる場がある。

①は数カ月、②は1か月であるが、③はケースバイケースでどれくらいかかるか、分からないので、審査結果が出るまで、1～2年かかることもある。

審査請求人は関係人に限られるが、土地共有者も関係人に含まれる。

③ 公共事業改革市民会議

◇ 公共事業改革市民会議のホームページより

私たちは、2009年の衆院選前から、道路、林道、湿地埋立て、スーパー堤防、ダム、リニア新幹線などの公共事業を見直し、国民の利益につながる事業に改革することをめざして各分野の運動団体による実行委員会を結成し、「公共事業徹底見直しの実現」のための活動を続けてきました。

そして2013年1月、この実行委員会結成団体が母体となり、恒常的な連絡組織「公共事業改革市民会議」が発足しました。

この間、2009年の衆院選では「コンクリートから人へ」の方向転換が有権者の支持を集め、改革の兆しがみられたものの、その後の公共事業政策は迷走しました。

続いて2011年3月の東日本大震災や福島原発事故を逆手に取って、財政出動による公共工事バラマキを復活させようとする勢力が台頭しました。

それが「国土強靱化」を口実とする旧来型の公共事業政策です。

そして2012年12月の衆院選と、2013年7月の参院選の結果、自公政権による政策が一方的に推進されかねない状況となりました。

いま自公政権は「防災・減災に資する国土強靱化基本法案」を国会に提出しています。この法案は「防災・減災」を掲げていますが、国民の生命・財産を守るための具体的な方策は乏しく、国民の合意なしに恣意的な運用によって公共工事バラマキを加速することが危惧されます。

そのことは、2012年度補正予算と2013年度当初予算を合わせて公共事業予算が大幅に増額された事実、「復興」と称して無関係の事業に予算の流用が発覚した事実などからも容易に推定されます。

日本の人口が減少の一途を辿り、財政危機が一層深刻化していく時代においてこのような超大型の財政出動をしては社会保障にしわ寄せが及び、次世代に巨額のツケを残し、国民は疲弊するばかりです。

また公共事業のバラマキで自然や生活環境の破壊が一層進んでいくことは必至です。一方で社会資本の老朽化が急速に進行してその対策が待ったなしの時代になっています。

今急ぐべきことは、「国土強靱化」にみられるような旧来型の公共事業のバラマキではなく、真に国民の生命・財産の保護に有効な事業への転換であり、一方では公共事業のバラマキに頼らず持続的な社会の構築をめざす人的支援事業の推進です。

公共事業のあり方を根本から変革し、未来を私たちの手に取り戻すためには多くの課題がありますが、第一の課題として「防災・減災に資する国土強靱化基本法」の阻止と強靱化政策の方向転換をめざして我々は活動します。

◇ 運動・活動経過

2月15日 緊急集会 公共事業ありきの補正予算13兆円!? そのまま通して予算委員会(いいんか

い) ?

3月15日 連続公開講座 第1回 マクロ経済政策は日本を救えるか? ~経済学の基礎から考える

4月3日 連続公開講座 第2回 バラマキで老朽化インフラの危険はなくなる!

先進自治体の実践に学ぶ「選択と集中」

4月22日連続公開講座 第3回 税金の使い方—開発型公共事業か、対人支援サービスへの公共投資か—

6月13日 参議院選直前 緊急集会 「国土強靱化が日本を壊す」

「国土強靱化から日本を守るには」

「前年度補正予算と今年度予算のバラマキの実態」

「巨大防潮堤計画は被災地住民を幸福にするか」

9月8日 緊急集会 大義なきスーパー堤防復活を許すな!

9月30日 江戸川区長にスーパー堤防と強制立ち退きに関する公開質問書を提出

10月17日 連続公開講座「リニア中央新幹線」

具体的なテーマとして、石木ダム、「江戸川区スーパー堤防」、「リニア新幹線」、「諫早干拓・水門年内開門」の問題などに取り組んでいきます。

公共事業改革市民会議関係の詳細は同会のホームページ下記 URL を御覧ください。

<http://www.stop-kyoujinka.jp/>

④ 最近の実態を踏まえたこれからの治水・利水のあり方 別項

◇ 水需要の縮小で水余りが一層顕著になる時代へ

◇ 新規の社会資本投資を厳選しなければならない時代へ

流域住民の安全を真に守ることができる治水対策の厳選を! 壊滅的な被害を受けない対策を!

2. 事務局が関わった事項

① 東京でのミニ集会 石木ダム、サンルダム

◇ 4月20.21日 アースデイ東京2013

石木ダム建設絶対反対同盟の石丸穂澄さんが手書きの「石木ダム問題のすべてが分かる電子紙芝居」を用いて説明されました。石木ダム建設絶対反対同盟の岩下和雄さんも駆けつけてくださり、石木ダムの不当性を訴えるとともに、「石木ダム建設絶対反対同盟は石木ダムに居住地を明け渡すことは絶対にしない」と決意を語られました。

<http://suigenren.jp/news/2013/05/11/4266/>

◇ 7月6日、ヤマメ、サクラマスたちの川を守ろう! 北海道・サンルダムをとめるために

東京・水道橋のYMCA アジア青少年センターにて、北海道・サンルダムについての学習会を開きました。「サクラマス守り隊」の代表で北海道大学名誉教授の小野有五(おの・ゆうご)さんに、現地の自然環境やダム計画の問題点についてお話を伺いました。

<http://suigenren.jp/news/2013/08/23/4494/>

② 内海ダム

平成 24 年 12 月 21 日 試験湛水を開始 試験湛水中にも湛水区域内での工事が続くという異常な試験湛水です。

平成 25 年 4 月 24 日 竣功式（事業完了は H25 年度中としています。）

8 月 31 日 街頭宣伝 100 回記念集会 「寒霞溪の自然を守る連合会」の皆さんは毎月第 1 月曜日に香川県庁前で街頭宣伝を行っています。その 100 回記念集会を開きました。この集会では事業認定取消し訴訟の状況が各分野担当の弁護士各位から報告されました。水源連事務局からは遠藤が出席し、この事業認定取消し訴訟の意義などについて発言しました。

10 月 21 日 事業認定取消し訴訟が提訴されて 4 年になりますが、被告側の対応が意識的に怠慢なため進行は遅れに遅れ、この日に利水（遠藤保男）・地質（志岐常正氏）・景観（川村晃生氏）の証人尋問が行われました。どの証言に対しても、被告からの実質的な反対尋問は皆無でした。裁判所からの質問は数問ずつなされました。

12 月 16 日には治水（嶋津暉之）の証人尋問と原告（山西克明氏）への原告尋問、公共事業論（丸山博氏）の意見陳述が予定されています。

事業認定取消し訴訟では、当該事業の決定過程や起業者による説明責任、収用対象地権者等の人権擁護などを審理の対象にしないとしています。裁判所は「事業認定の条件を示している土地収用法第 20 条にこれらの事項が記載されていないので、違法性を評価できない。よって審理対象外」ということを理由にして、丸山先生の公共事業論については証人採用を拒否しています。その代わりに「意見陳述」となりました。私たちとしては、裁判所の判断に抗議するものです。

③ 路木ダム 署名活動に協力

路木ダムは長崎県が検証対象ダムから逃れるために本体着工工事を駆け込み契約したダムで、現在は早くも試験湛水に入っています。その必要性は治水・利水とも捏造されたものであり、まったく必要性がないので同事業への公金支出の差し止めを求める裁判が闘われています。熊本地方裁判所に「公正判決」を求める署名を全国に呼びかけて欲しい旨の要請を「天草・路木ダムの再検証を求める全国連絡会」から受け、水源連だよりへの署名用紙等の同封、ML 等を通じての協力依頼を行っています。この署名の第一次締切りは、最終結審が 1 1 月 2 0 日になったことから、11 月末日に変更されています。

④ 利根川水系にもう一度ウナギを呼び戻そう！！

利根川水系の自然はダムや河口堰等で水源開発事業でずたずたにされ、かつての豊かな自然が失われてしまいました。水需要が減少した現在、自然回復に向けた施策の実践が可能になってきました。まずは、ウナギのメッカであった利根川水系にウナギを取り戻そうという取組みを、利根川の川沿いの皆さんと開始しました。

◇ 4 月 23 日 「ウナギが生息する利根川を取り戻そう！利根川水系河川整備計画を市民の視点で！Part1」報告

ウナギアンケートの実施が提案されました！

<http://suigenren.jp/news/2013/05/14/4282/>

◇ ウナギに関するアンケート調査

ウナギに関するアンケート調査にご協力をお願いします。

利根川水系はかつて天然ウナギの全国有数の産地でした。ウナギは少し前まで、身近な水辺にたくさん生息していた生き物です。捕まえて夕飯のおかず、そんな光景も当たり前でした。しかし今、ウナギは世界的に絶滅が心配されています。

利根川水系も例外ではありません。

そこで、ウナギを流域に呼び戻し、豊かな自然を取り戻すための『カムバックウナギプロジェクト』を企画しました。その第一歩がこのアンケート調査です。

この調査でウナギ減少の原因が分かれば、たくさんのウナギを呼び戻すこともできるはずです。そして天然ウナギで漁業や地域経済の活性化、水辺文化の再生にも期待できます。

利根川水系のかつての豊かな自然と文化を取り戻すために、どうぞご協力をお願い致します。

※ このアンケートは、支流を含む利根川水系に関するアンケートです。

ご自身やお知り合いの方に書き込んでいただいた、または聞き取っていただいたアンケートは、下記あて、郵送かFAX、メールでご送付下さい。

3. 2014年の活動方針

水源連が発足して満20年になります。20年を1つの節目とし、飛躍を遂げたいものです。

民主党政権による「できるだけダムに依存しない治水・利水」が頓挫してしまった現在、検証過程にあるダムも次々と推進という結論になることは目に見えています。それを何とか阻止し、負の遺産を次の世代に負担させないようにしなければなりません。

次に挙げる6課題を2014年度の獲得目標に据えます。

- ① 石木ダム建設絶対反対同盟13世帯約60名を守り抜く。
- ② 事業中のダムのストップ
- ③ ダム建設がますます不要を訴える
- ④ ダムの水抜き空っぽ運用
- ⑤ ダム中止後の生活再建支援法の成立
- ⑥ 水源連運動のより一層の拡大

① 石木ダム建設絶対反対同盟13世帯約60名を守り抜く。

- ・ 運動と訴訟両面にわたって全国からの支援を確立して、13世帯60名を守り抜く。
- ・ とりわけ資金面については「水源連 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」として全国に協力を要請するとともに、情報提供、意見交換を図る。

② 事業中のダムのストップ

今の状況ではダム検証により、問題のあるダム事業は「推進」の決定がされてしまいます。各ダム事業をストップさせるためには、水源連仲間はもちろんのこと、公共事業問題を抱えて運動している仲間たち（公共事業改革市民会議）、国会・地方議会議員などとの連帯を確立し、力を合わせることが不可欠になるでしょう。それを全国的にも、地域的にも強めていきたいと考えます。

水源連が2001年3月から提案している「公共事業審査法案」、日弁連が2012年6月に提案した「公共事業改革基本法案」などは事業にストップをかける際の有効なツールになるでしょう。

③ ダム建設がますます不要になる時代を訴える

利水面では人口減少と節水型機器の普及で水需要の上昇はあり得ない時代に入っています。

治水面ではダムはギャンブル的なツールであり有効性が極度に限られています。あわせて、ダムで流量調節することで河道の受け持ち分が小さく設定され、さらに、ダム事業に河川予算が投入されるため、脆弱な堤防が放置されています。ダム建設ではなく、いかなる洪水がきても壊滅的な被害を食い止める治水行政が求められます。

以上から、ダム依存の河川行政からの脱皮を強くアピールし、その実現を目指します。

④ ダムの水抜き空っぽ運用

明らかに利水上不要であるダムがぞろぞろと造られています。これらのダム事業の中止を求めてきましたが、残念ながら工事が進み新内海ダムのように完成が間近なダム、太田川ダムのように利水上不要どころか湛水後に堤体からの水漏れや堤体が上流側に傾斜するなどという危険きわまりないダムが存在します。これらのダムについてはダムによる災害を防ぐため、まずは「水抜き空っぽ運用」を勝ち取るべく運動を支援していきます。

⑤ ダム中止後の生活再建支援法の制定

「ダム中止」となった場合の地元住民の生活再建が必要と考え、水源連は十数年前からダム中止後の生活再建支援法案を作成して提案してきました。

川辺川ダムはダム中止後の生活再建支援法による裏付けがないため、五木村の「ダム中止後の生活再建」が中途半端なままになっています。

五木村が求めているように、ダム中止後の生活再建支援法を制定し、抜本的な生活再建、地域社会の再建を可能にするシステムの確立が急務です。

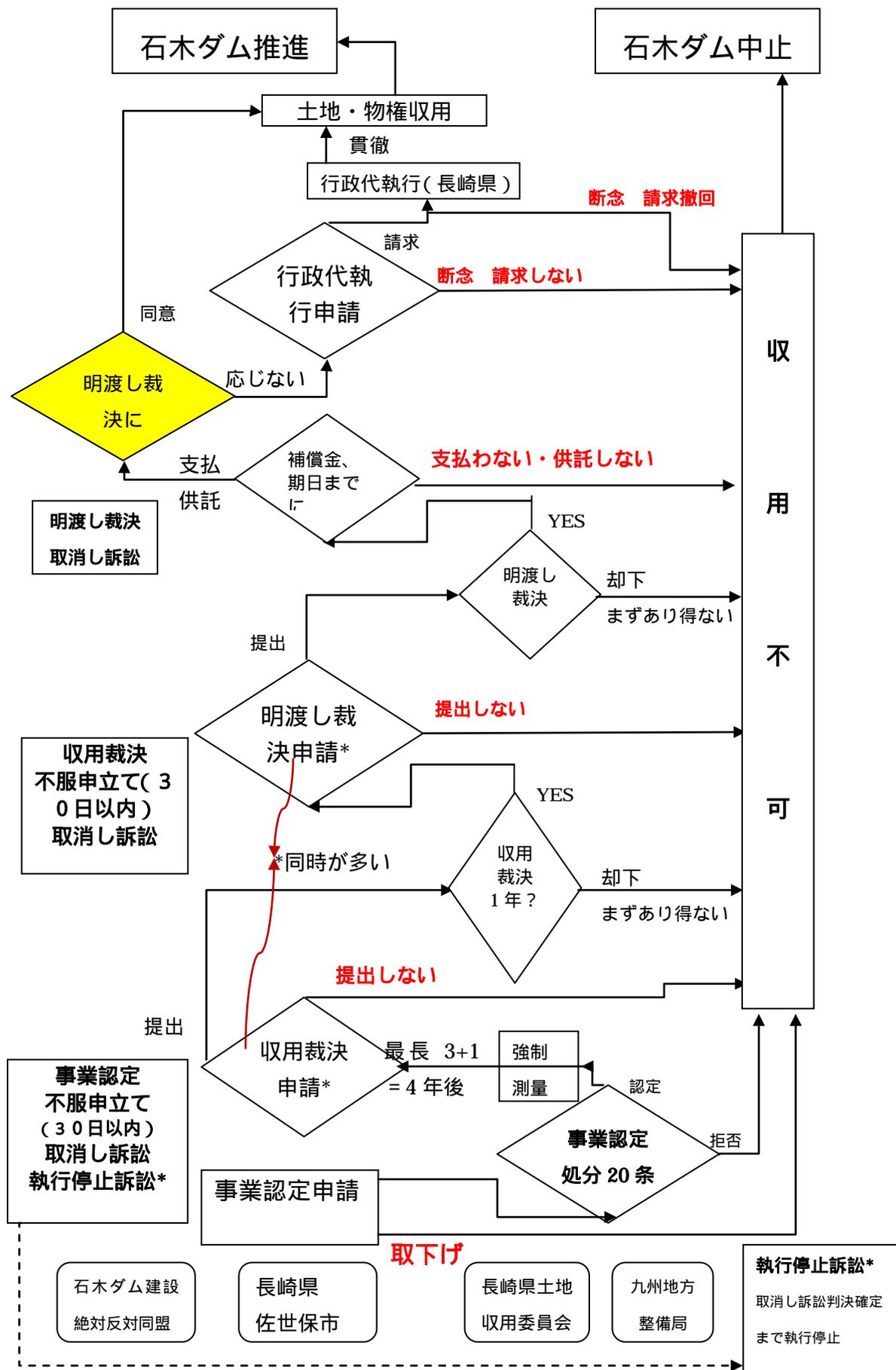
⑥ ダム問題を広く知っていただくために

ダム事業の徹底見直しを実現するには問題意識を広く共有できるツールの活用が必要です。昨年、パタゴニア日本支社の支援で、水源連ホームページを新しく作り直しました。これまで通りの「水源連だより」、水源連MLの活用に加えて、この水源連新ホームページの充実を図っていきます。水源連ホームページは水源連仲間だけではなく全国の皆さんへの情報発信・情報交換の場として活用していきます。皆様からの情報提供をよろしくお願い致します。

⑦ 今年度の運営体制（案）

顧問	藤田 恵
共同代表	嶋津暉之 遠藤保男
事務局長	遠藤保男
会計	和波一夫
会計監査	川合利恵子

土地収用法今後の手続き



2013 年度会計報告と 2014 年度予算方針

水源連2013年度会計報告		Q2012年11月1日～2013年10月31日)	
		単位 :円	内訳
収入の部	前年度繰越金	936,682	このうち切手分20500円
	年会費個人	274,000	
	年会費団体	138,000	
	会員カンパ	76,000	
	売上収入等	17,000	資料等の売り上げ、その他
	助成金	191,241	パタゴニア・インターナショナル・ニッポン支部助成金
	雑収入	60	利子
	2013年度収入小計	696,301	前年度繰越金を除く収入
	合計 繰越金+収入小計)	1,632,983	
支出の部	水源連だより印刷代	239,797	水源連だより63号～66号、資料集、封筒印刷
	水源連だより送料	105,940	ヤマト運輸便、封筒発送
	HP経費	111,630	ホームページ維持管理費
	事務費	179,819	プロジェクター、自前印刷、葉書、宛名シール、コピー
	会議費	19,005	会議室代
	行動費	217,240	交通費等
	雑費	0	
	振り込み手数料分担	10,440	会費納入振込水源連負担分
	切手使用	1,760	資料発送等
	合計	885,631	
収入-支出	次年度繰越金	747,352	このうち切手分18740円

2013年度の収入小計は69万6301円、支出は88万5631円でした。収入小計は前年度104万1114円に比べて約35万円の大減額となりました。これは会費納入額の減と助成金の減額によるものでした。収入小計の約59%が会員からの会費でした。支出のうち約40%を「水源連だより」等の印刷・発送費用に使用しました。また約25%を行動費に使用しました。

収入合計（繰越金と収入小計の合計）は163万2983円であり、これから支出88万5631円を引いた74万7352円が次年度繰越金となります。

2014年度は、これまでと同様に「水源連だより」の発行を中心に予算執行していきます。また、各地の運動団体との連携を強化するための行動費は2013年度実績程度の20万円を計上します。水源連ホームページを充実するための技術委託（HP経費）を引き続き契約します。

皆さまへ

水源連事務局からのお願い

いつもお世話になっております。

水源連だより 67号をお送りいたします。

本号は水源連会員のほか、石木ダム建設絶対反対同盟が行った二回の石木ダム共有地運動でご協力いただいた皆さんにも送付させていただきました。本号に昨年行った共有地運動の成果とその後の石木ダム事業関連状況を掲載しました。共有地運動に賛同いただいた皆さまへはその成果と石木ダム問題の状況についてご報告をしなければならなかったのですが、遅れてしまい申し訳ありませんでした。共有地権者は従前に52名、今回が186名、述べ238名に達しています（その内の6名は2箇所の共有地権者）。

水源連は2011年度総会と2013年度総会を石木ダム予定地の川棚町で開催し、13世帯約60名の皆さんが無駄な石木ダム事業によってその生活の場を奪われることを絶対に阻止するために石木ダム建設絶対反対同盟を全力で支援することを確認し、「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」を設置して共有地運動などの活動を続けております。それには全国の皆さんからの物心両面での支援をお願いしなければなりません。そのお願いを本号にてさせていただきます。一人でも多くの方が「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」の会員になっていただけるよう、お願いいたします。詳しくは本誌「石木ダム問題の状況と支援のお願い」を御覧下さい。

水源連は昨年11月10日に総会を持ち、2014年度会計に入りました。

水源連の運営・活動は現在、皆さんからの会費とパタゴニア基金からの助成金によって支えられております。新年度に入りましたので、みなさまに今年度の年会費の納入をお願いする次第です。

「水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」の会員になっていただくための振込用紙と、水源連年会費納入をお願いする振込用紙を同封させていただきました。物入りなことで誠に恐縮ですが、皆さまのご協力をよろしくお願い致します。（水源連年会費納入用振込用紙は今年度会費納入済みの方にも同封してありますが、ご容赦下さい。）

今後の連絡のため、振込用紙通信欄にメールアドレスもしくはFAX番号をご記入下さい。

2014年1月24日